

令和7年

総務委員会会議録

とき 令和7年4月15日

品川区議会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年4月15日(火) 午後1時00分～午後4時08分

場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 こしば 新 副委員長 新妻 さえ子
委員 まつざわ 和昌 委員 大倉 たかひろ
委員 須貝 行宏 委員 松本 ときひろ
委員 西本 たか子

欠席委員 委員 石田 ちひろ

出席説明員 堀越 副 区 長 久保田 企画 経営 部長
崎村 企画 課 長 吉岡 政策 推進 担当 課 長
井添 S D G s 推進 担当 課 長 加島 財 政 課 長
長尾 施設 整備 課 長 西澤 D X 戦略 担当 課 長
佐藤 経 理 課 長 官澤 税 務 課 長
(定額減税調整給付金担当課長兼務)
柏原 区 長 室 長 遠藤 新庁舎 整備 担当 部長
藤村 総 務 課 長 川村 コンプライアンス 推進 担当 課 長
(秘書 担当 課 長 兼 務)
野口 官民 共創 担当 課 長 與那嶺 戦略 広報 課 長
(官民共創担当主査事務取扱)
三井 新庁舎 整備 課 長 小林 新庁舎 建設 担当 課 長
品川 会 計 管 理 者 今井 選挙 管理 委員会 事務局 長
黒田 監査 委員 事務局 長 大澤 区 議 会 事 務 局 長

○午後1時00分開会

○こしば委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、幹部職員の異動について、報告事項およびその他と進めてまいります。

なお、審査の都合上、お手元に配付してございます審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

また、施設整備課長は、後ほど厚生委員会にも出席されるため、委員会の進捗状況によっては、途中で退席される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、石田ちひろ委員からは欠席のご連絡をいただいています。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 幹部職員の異動について

○こしば委員長

初めに、予定表1の幹部職員の異動についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○久保田企画経営部長

企画経営部長の久保田です。私より、企画経営部の幹部職員の異動について、昇任した幹部職員も含めまして紹介させていただきます。

初めに、井添SDGs推進担当課長です。課長心得から昇任いたしました。

○井添SDGs推進担当課長

SDGs推進担当課長の井添です。よろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

次に、長尾施設整備課長です。統括課長に昇任いたしました。

○長尾施設整備課長

長尾です。引き続きよろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

次に、宮澤税務課長です。地域活動課長から異動いたしました。

○宮澤税務課長

税務課長の宮澤です。よろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

企画経営部は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

それでは、私から、区長室の幹部職員の異動についてご紹介いたします。なお、新庁舎整備課につきましては後ほど、新庁舎整備担当部長からご紹介させていただきます。

それではまず、子ども育成課から異動になりました、藤村総務課長（秘書担当課長兼務）でございます。

○藤村総務課長

藤村です。よろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

それから、この4月で課長昇任いたしました、川村コンプライアンス推進担当課長でございます。

○川村コンプライアンス推進担当課長

コンプライアンス推進担当課長の川村です。よろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

続きまして、4月に課長昇任いたしました、野口官民共創担当課長でございます。

○野口官民共創担当課長

官民共創担当課長、野口と申します。よろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

それから、本日こちらには出席しておりませんが、派遣等になった幹部職員についてご紹介いたします。

健康課長でありました若生でございますが、若生副参事は今、東京都保健医療局に派遣になってございます。

それから、この4月に昇任いたしました本河副参事、こちらは国際友好協会に派遣になってございます。

それから、任期付の担当部長ということで、この4月から転入してまいりました、七嶋危機管理担当部長（災害対策担当部長兼務）におきましては、本日は建設委員会のほうに出席してございます。

○遠藤新庁舎整備担当部長

それでは私から、区長室のうち、新庁舎整備および広町事業の担当部分における幹部職員の異動についてご報告申し上げます。

まず、私ですが、新庁舎整備担当部長になりました遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、スポーツ推進課より異動になりました、新庁舎整備課長の三井でございます。

○三井新庁舎整備課長

新庁舎整備課長の三井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○遠藤新庁舎整備担当部長

次に、統括課長に昇任しました、新庁舎建設担当課長の小林でございます。

○小林新庁舎建設担当課長

小林です。引き続きよろしくお願いいたします。

○遠藤新庁舎整備担当部長

そのほか、本日、建設委員会に出席しておりますが、都市整備担当部長（広町事業担当部長兼務）の鶴田がおります。

○品川会計管理者

会計管理者になりました、品川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田監査委員事務局長

監査委員事務局長の黒田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○こしば委員長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、本件は終了いたします。

税務課長、新庁舎整備担当部長、官民共創担当課長、新庁舎整備課長、新庁舎建設担当課長および監査委員事務局長はご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

2 報告事項

(3) 品川区東五反田一丁目、北品川三丁目付近再構築工事請負契約

(4) 品川区北品川二丁目付近再構築工事請負契約

○こしば委員長

次に予定表2、報告事項を聴取いたします。

冒頭に申し上げましたとおり、取り上げる順番を変更し、初めに(3)品川区東五反田一丁目、北品川三丁目付近再構築工事請負契約、および、(4)品川区北品川二丁目付近再構築工事請負契約につきましては関連する内容のため、一括して議題に供します。

これら2件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

私から報告いたします。報告事項(3)、(4)は、9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものです。また、この2件は東京都下水道局からの受託事業のため、一括でご説明いたします。電子ファイルの資料では2-3、4、経理課報告関係資料のファイルをお開きください。資料のほう、1ページ進んでいただきまして、下段の表示2ページになります。

報告事項(3)品川区東五反田一丁目、北品川三丁目付近再構築工事請負契約です。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は3ページの入札状況調書に記載のとおりです。

2ページへお戻りいただきまして、契約金額は9,900万円。契約の相手方は、日本ノーディングテクノロジー株式会社、代表取締役山田直樹氏です。

支出科目は、令和6年度一般会計、令和7年度債務負担行為。

工期は、令和7年12月8日です。

4ページの工事の概要書ですが、本工事は、5ページの案内図に示した範囲におきまして、下水道施設の雨水排水能力の増強を図ることおよび老朽化対策のため、既存の下水道管の補強や小型ますの設置等を行うものです。

続きまして、(4)品川区北品川二丁目付近再構築工事請負契約についてご説明いたします。資料は6ページをご覧ください。

契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は、7ページの入札状況調書に記載のとおりです。

6ページへお戻りいただきまして、契約金額は、1億4,465万円。

契約の相手方は、株式会社松本組東京支店、支店長高橋浩一氏です。

支出科目は、令和6年度一般会計、令和7年度債務負担行為。

工期は、令和8年1月13日です。

8ページの工事概要書ですが、9ページにあります案内図に示した範囲におきまして、下水道施設の雨水排水能力の増強を図ることおよび老朽化対策のため、既存の下水道管の補強、小型ますの設置等を行うものでございます。

なお、以上2件につきましては、本日の建設委員会におきまして、工事内容の詳細が報告されております。

○こしば委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○須貝委員

今回、雨水排水能力の増強ということですが、下水管が太くなるということなのですか。管きょ更生工法ということで、下水管の内面を樹脂材で補強すると、これは補強するというので分かるのですが、排水能力を増強するとありますが、これは太さを変えることなのでしょうか、教えてください。

○佐藤経理課長

排水能力の増強についてですけれども、委員ご指摘のとおり、古い下水管の入替えの際に径を太くするというので、例えば25cmのものを35cmに入れ替えるとか、そういったことで排水能力を増強すると聞いております。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(1) 品川区総合実施計画の改定について

○こしば委員長

次に、(1)品川区総合実施計画の改定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○崎村企画課長

それでは、報告事項の(1)品川区総合実施計画の改定についてご報告いたします。サイドブックスの電子の資料では、2-1の品川区総合実施計画の改定についてをご覧いただければと存じます。

まず、電子資料の1ページをご覧ください。本年1月20日の委員会におきまして、品川区総合実施計画の改定素案に係るパブリックコメントの実施について報告させていただきましたが、本日は、先般、第1回定例会においてご議決をいただきました令和7年度の予算の取組ですとか、今回のパブリックコメントにおける意見などを踏まえまして、品川区総合実施計画を改定いたしましたので、実施結果等についてご報告をさせていただくものでございます。

初めに、1のパブリックコメントの実施結果についてでございます。総務委員会の翌日の1月21日から2月14日までの25日間、区のホームページ等で募集をしましたところ、4名の方から延べ18件の意見をいただいたところでございます。

主なものといたしましては、ジェンダー平等や多文化共生の推進に関するご意見や、区道の無電柱化については、防災だけではなく景観形成に寄与することから、さらに進めるべきといったご意見。また、精神保健対策の充実に関しては、精神障害者の地域移行に係る内容を記載してはどうかといったご意見をいただいたところでございます。寄せられたご意見、ご提案、またそれに対する区の考え方につきましては、資料の2ページからの資料1のとおりであります。これらのご意見は今後の施策の参考とさせていただきますべく、全て関係する所管課にも共有させていただいたところでございます。

1ページにお戻りいただきまして、2の計画内容でございます。本日、電子資料で計画の概要版と本編をお配りさせていただきましたが、冊子につきましても、明日以降、区議会事務局を通じて議員の皆様へ配付をさせていただく予定でございますので、よろしくお願いたします。

計画の内容につきましては、前回の委員会でご説明させていただいたものもございますので、本日は、この資料で見ますと6ページ以降の資料2、概要版において、前回総務委員会で報告のなかった部分を中心に説明をさせていただきます。

8ページまでお進めいただければと存じます。Iの、計画の基本的な考え方にあります、計画の目的や期間、計画の推進につきましては前回ご説明したとおりでございますが、少し飛びまして15ページ、(6)の財政収支の見通し・計画事業費につきましては、現行の行財政制度を前提としまして、過去の実績や今後の人口動向、また経済動向を考慮して、計画期間中の財政収支を想定するとともに、今回、計画事業に位置づけました124事業に係る想定事業費を算出したところでございます。

資料、少しお進みいただきまして、17ページ以降にII、実施計画事業として幾つか代表的なものを挙げさせていただいております。地域、人、安全の3つの政策分野における主な計画事業として、孤独・孤立対策推進事業や医療救護体制の強化など新たに計画化したものや、水辺を活用したにぎわいの創出、ゼロカーボンに向けた取組の推進など、この間、区としての取組を拡充してきたものを中心に掲載させていただいております。

電子の資料の1ページにお戻りください。最後に、3番の今後の予定でございます。本日、この委員会で報告をさせていただきました後、広報しながわ4月21日号にてお知らせをするとともに、同日より区のホームページにおいても公表をしております。また、繰り返しとなりますが、冊子の本編、概要版につきましては明日以降、議員の皆様へ配付をさせていただく予定でございます。

今回改定いたしました総合実施計画の事業を軸といたしまして、引き続き、効果的、効率的な区政運営に努めてまいります。

○こしば委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります前に、委員の皆様をお願い申し上げます。本件は、品川区総合実施計画に係る報告のため、資料に区の様々な事業が記載されておりますが、質疑に際しては、ほかの委員会が所管になる事業についての質疑等、総務委員会の所管外の内容にならないよう、くれぐれもご留意いただきますよう、お願いをいたします。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○西本委員

まず、この製本なのですけれど、横ですね。それで、左側の短いほうをとじて、こう見る感じなのですか。ごめんなさい、非常に慣れなくて、だから、普通このぐらいの大きさだとすればこうではないですか、それでこうではないですか。だけど、こうなるの、少しそこら辺、まず教えてください。

○崎村企画課長

今回、A4横判で製本させていただいております、今、委員お話しのように、横判の左側をとじて右からめくっていただくような形になります。

○西本委員

すみません、ちょっと慣れなくて。そうすると、棚に置くときに向きが変わってしまうのかなと思って、結構保存するのが大変、電子を見ろということなのだろうと思うのですけれど、なかなか、電子データ、あまり慣れていない部分があったりと、どうしても本、冊子のほうがまだまだ見やすいなという。なので、もしかしたら少し見づらいという話が出てくるのではないかなと思います。

中身の件についてなのですけれど、前回もこれ、委員会報告があって、議論した部分があって、二重

になってしまうかもしれませんが、まず、人口動向なのです。特に本編の17ページで、前回の推計から随分差があるのです。ピークの差があるということがあって、これは、計算し直したのだということなのですけれど、これ、2051年でピークで46万6,000人ほどというのは、少し振りが大きいのではないかなと思うのですけれど、その根拠を教えてくださいたいのが1つあります。

それと、目標値が書いていないところがあるのです。この目標値というのは、今後どうするのですか。入れたものが出てくるのか、それとも今後入れていくということなのか、前回の話だと数値などが上がっていませんでした。それは予算があるので、予算が出てから入れ込むという話だったのですけれど、入れていないこともあり、それから前提的な感覚でいうと、同じ数値、だから令和7年で、令和11年という形、数値が上がっている部分があるのです。けれど、その数値もずっと一緒のものもあれば、微増というものもあれば、その間隔が事業評価とかいろいろやっていく中で、それとのリンクというのはどういう意味合いを持っているのかなと。

だから、こういうもので見ると、何となく満遍なく何かいろいろなものやっているなという感じはするのですけれども、特徴が見えないのです。一応、3つの重点項目というのがあって、そこでいろいろと振り分けているのは分かるのですけれども、だから何、というところがあって、品川区全体としてどういう方向に持っていくのですかというのがなかなか見えないのです。なので、もう少し、とがったというのですか、政策であってもいいのかなという思いがあるのですけれど、何か特徴が見えない。あえて、その特徴というのはどんなところが、この総合実施計画になっていくのかなというのを、少し概略でもいいので教えてほしいと思います。

それから、SDGsですけれども、2030年、あと5年ですね。そうすると、これの計画は、それと同時に、ちょうど切り替わる時なので、あと5年しかないのです。その5年の中でSDGsとの関連というのも変わっていかねばいけないと思うのです。どういう見直しを図っていくのか。それと、SDGsとの関連性を見ると、事業に当てはめるという、後ろのページにありましたけれど、事業に当てはめるというのではなくて、私たちもSDGsを勉強してきましたけれど、どこを中心にして関連性を持たせて、みんなで取り組んでいくのですかということがやはり見えないのです。いや、知らないからそんなことやりませんというのだったら、それはそれでいいのですけれど、SDGsとやっていくのだったらもう少し関連づけて、大きな目標があって、それに対して個々、何番というのがあって、そこからいろいろ関連性を持たせてという形だと、SDGsの中で、それを中心としてやっていっているという感覚はあるのですけれど、それが見えないので、まずそこら辺を教えてください。

○崎村企画課長

まずは、人口動向についてのご質問ですけれども、今、委員からご指摘がありましたように、今回、総合実施計画を改定するに当たって、人口推計を行った際には、前回行ったときに比べて、ピークでいうと10年ほど後ろ倒しになっていて、ピークの人口としても約4万人ほど増えているというような状況でございます。それで、この分析なのですけれども、前回の令和3年に人口推計を行ったときは、ちょうどコロナが大分流行していて、区の人口としても一時期減少したことがあったというような時期に行った人口推計でございました。この間、令和4年、令和5年度と、人口としては若干増えている、社会増の傾向がまた、回帰しております、人口も増え続けているといったところを加味して今回、人口推計を行ったところ、ピークについては後ろ倒しになっているというような状況でございます。

また、2点目の実施計画の中の目標値、恐らく、効果指標といいますか、指標の部分の数字のところかと思うのですけれども、前回の委員会では、委員のお話のとおり、その部分についてはまだ、予算

の審議前ということもあってお示しがなかなかできなかった部分があったかもしれませんが、今回は、予算の審議を経て、実際の事業料ですとか、またそれに伴って区としてどういう数字を目指していきたいかという部分について、数値として出せる部分についてはお示しをさせていただいているところでございます。その部分について、区として、少しずつでも数字を増やしていきたい、伸ばしていきたいという部分もあれば、現状の数字をこれからも維持していくといったところで、その事業によって、数字については設定をさせていただいているところでございます。

そういった部分の、全体でなかなか方向性が見えないというようなご指摘がございましたけれども、今回はそういったところも踏まえまして、新たな取組としてはウェルビーイング指標といった、主観的な部分の指標というのを設定させていただいたところでございます。こういった計画事業を進めることによって、区民の幸福度ですとか、生活満足度を引き上げていくといったところが大きな目的となっております。令和5年度に行った区民アンケートですとか昨年度の世論調査でも、この辺の幸福度、生活満足度を算出させていただきましたけれども、これをいかに引き上げていくのか、これらの事業を通じて引き上げていくのかというところが、この実施計画の大きな特徴かなと考えているところでございます。

SDGsについては、確かに実施計画の書きぶりとしては、どの事業がSDGsの17のゴールに位置づいているかという書きぶりなのではございますけれども、別途、現在、企画課のほうではSDGsの未来都市計画を定めて、この達成に向けてどういう事業を具体的に進めていくのかといったことを、別途進めているところでございます。あくまで実施計画については、委員からはよしあしあるかと思うのですが、各種、各課の事業がSDGsの17のゴール、どれにひもづいているのかというのを、区もそうですけれども区民の皆さんにも分かりやすく、理解いただくために書かせていただいているところでございますので、こちらはご理解いただければと思います。

○西本委員

人口動向、これはやはり、コロナ禍のときに、というのと、現在のところでの差が出ているということなわけですけれども、これ、幅を見過ぎているかなという感があります。人口が全体的に減っているということを見ると、流出の人口が多分増えてくるのではないかと思いますので、ここは予測なのだけれども、ただ、その予測によって事業計画がいろいろ出てくるので、それから財源というのが大分変わってきてしまうというところがあるので、ここは注視しながら計画を見直していかないと、やれることがやれないなと思っています。

それと、SDGsはもう、あと5年しかないの、どれだけ区民の方々が分かっているかという、なかなかそう、分かっていないだろうな、という思いがあるので、あと5年でやれることはどの程度だろうかというのは限られているかと思います。それよりも、これから将来、5年、10年、20年という形になっていくときに、もう少し上がった、品川区ならではの事業というものを、特徴というものをクローズアップさせたほうがいいかなと。後ほど、都市ブランディングもあると思うのですが、その都市ブランディングというものを含めるとやはり分かりづらい部分は多々あって、これぞ品川区というものを目指してほしいなと思っています。

それから、アンケートで例えば幸福度を調査するとかいろいろあるのですが、これ、幸福度のアンケートというのは難しいと思います。多少、幸福度が上がったという言い方をしているのですが、本当でしょうかというところがあって、それと、今年のプレス発表を見ると、EBPMの手法というふうになっているところがあって、ということは、アンケートなどではなくて、実際どういうところから

の根拠を持ち出すのか、アンケートということではなくて、それこそ一つの大きな中心になるかとは思いますが、それに頼ってはいけないという考え方ですよね、これは。それを含めると、どういう形で今後評価をしていくのかというものを少しお聞きしたいということ。

それからもう一つ、最後に、財政のところがありました。財政収支の一覧というのがある、そのときに、投資的経費というのが、要は資材の高騰などがありますので、それをどう見立てているのかというのが見えないのです。それと、学校改築とか、いろいろな施設の改築なども示されている部分があります。令和11年までだから、どこどこ改築しますよ、あそこ改築しますよ、というのは分からないのではないのですけれど、でも、その後の目標値というのが見えないので、やはり庁舎の建て替えも始まるわけだから、そうすると財政はどうなっていくの、5年になるとお金を返さなければいけないのです。もう庁舎の返済に入るわけですよね。だから、その返済も含めると、品川区の全体の財政状況、どうなっていくかというのを多分見やすくしておかないと、見直していかないと、非常にあれもこれもそれもみんな借金だらけになると、結局は返済できないよね、みたいな状況に陥るといけないので、そういう財政的なシミュレーション、これはいろいろな方がお話しされていましたが、そういうものを手がけるというのはあるのでしょうか。

○崎村企画課長

まず、人口については、今回は人口推計という形で中長期の人口の動向についてお示しをさせていただいておりますけれども、毎年度、必ず人口動態については区としても把握をして、この推計に合っているのかという言い方はあれですけれども、沿っているのかもしれないもしくは修正が必要なのか、今、委員のお話どおり、財政にも直結してくる部分でございますので、しっかりと見ていく必要があると考えております。

また、幸福度、また、生活満足度というところとEBPMというお話がございましたけれども、こういった数値について把握をして、この数値に基づいて事業を実施していくということを必ずしも考えているわけではなくて、区として施策の方向性は合っているのかですとか、施策として区民に評価をいただいているのかというところをしっかりと把握する上で、こういった指標を活用していくところでございます。こういった動きについては、国でも、骨太の方針においても、このウェルビーイング指標というものを活用して、EBPMに基づいて施策を考えていくということもうたわれておりますので、しっかりとこの辺については、根拠となるべき数字、もしくは参考となるべき数字というものをしっかりと区としても把握しながら施策を推進していくべきと考えているところでございます。

また、財政のお話もございましたけれども、今回の予算特別委員会等でも多くの委員から、こういった投資的経費の増大についてのご意見ですとか、少し中長期で財政的なものを考えていくべきではないかというご意見をいただいております。今回は、総合実施計画ということで、5年間の財政の見通しについて記載させていただきましたけれども、そういった今後の投資的経費の増大、また、新庁舎に係るお金等もございまして、こういったことについてはしっかりと、もう少し長いスパンで考えていかなければいけないと企画経営部としても考えております。

○西本委員

分かりました。人口動向によって大分変わってきてしまう。それと、毎年見直しをしていく必要があると思うのです。これ、毎年見直しを図っていくのでしょうか。これ、5年間ですけれど、年度の目標を立てて、見直しを図っていくという手法、今までもやっていたと思うのですけれど、それは今後も続けていかれるということで、だから例えば、1年やってみて来年度どうなったか、それでまた修正をか

ける必要があるので修正をかけていくとかという方向になっていくのか、それだけ教えてください。

○崎村企画課長

実施計画については、事務事業評価もございますので、しっかりとその評価というのは行った上で、まずはこの総合実施計画というものを毎年度改定していくかというところについては検討が必要かなと思いますけれども、必ずその実施計画事業については、評価、また、その後の改善アクションについてもしっかりと考えていくべきものと捉えているところでございます。

○こしば委員長

ほかにご質疑はございますか。

○須貝委員

まず、パブリックコメントですが、やはり、多くの方からもっと意見を出してもらいたいのですが、残念ながら、区民の皆さん、日々の生活に追われていて、なかなか発信できないということは非常に残念だなと思います。この中で、少し目立ったところ、コメントの中で、水辺の無電柱化というのがたまたま目に引っかかったのですが、ここは景観の意味でも大事だとおっしゃっている、そういう意見だったので、でも実際やはり、防災という観点で無電柱化するならば、密集市街地とかそういうところをどんどんやらないと、いざ大災害が起きたときには対応できないのかなと、これは意見だけ言わせていただきます。

あと、コメントについては、何かもっと多くの方から集められるような手法、区で様々考えられてやったと思うのですが、すごく残念の極みなので、それだけ一言お願いします。

それからあと、幸福度とあるのですが、これはこれで今回、決まってつくられていくのでしょうか、幸福度というのはそれぞれの人がやはり、みんな違うと思うのです。自分はこれに対しては幸せだと、それでこちらの方は、いやそんなにお金なくても、私は今の家族がいれば幸せだと、私は仕事があれば幸せだ、やるものがあれば幸せだ、みんな違うので、なかなか一概にこうやって数値で出されるのは少しいかがなものかなと思いますので、その辺についても一言教えてください。

それから、財政収支のほうですが、投資的経費、今、西本委員からもありましたけれど、実際、2025年度が490億円余ですか、近年は少し増えているのですが、2027年度が670億円余ということですが、こんなものでは足りないのです。新庁舎自体が実際今、約倍近くになっています。もうこれだけ物価が高騰して、また今回、トランプ大統領の関税ということもあれば、当面はなかなか、下がるどころかもっともっと増える。そうすると、今回の財政収支は、品川区の新庁舎の予算を考えても少し甘かったのかなというのは思ったのですが、それについても教えてください。

それから、先ほどお話がありましたSDGs、それからウェルビーイングですが、SDGsに限っては、誰一人として取り残さない、そういう社会の実現を目指す、あと、持続可能な、そういう経済なり生活を、皆さんの幸福を目指す、未来に希望を持てる社会をつくるということですが、それはやはり区でやれる問題ではないと私は思うのです。やはり根本は国であり、東京都であり、あと23区の協調ということがあるので、品川区だけが突出して何かをやるという、今そういうことはできないと思うので、そういうところも書いたほうがよかったのかなと、これは感想なのですが、それについておっしゃっていることは、要は区で実現しますよ、こういう方向に持っていくよというのは、それは気持ちとして分かるのです。だけれど現実論、経済政策、社会環境、医療でも介護でも、教育でもそうですが、やはり国の影響は大だと思いますし、また東京都の影響も大だと思うので、そういうところも付け加えてよかったのかなと少し思いました。

でも、これだけにわたってまとめられたということに対しては、もうすばらしいなと思います。大変だったと思います。先ほどの質問に対してお答えください。

○崎村企画課長

ただ、パブリックコメントについては委員ご指摘のとおり、やはり本来であれば前回の委員会でもお話しさせていただきましたけれども、今回新たな取組としてウェルビーイング指標というのを設定させていただいたところではございますので、そういったところの意見についても、正直なところいただきなかったところではございますが、今回のパブリックコメントでは、施策、特に計画事業についても、こういった具体的な提案といいますか項目としてこういった、取り組んだほうがいいのかといったご意見をいただいているところではございますので、こういった意見を踏まえて、各事業課において、事務事業を取り組んでいく必要があるのかなと考えているところでございます。

また、幸福度については、確かに人それぞれ、何を幸福とするのかというのは違うところではあるかと思えます。また、年代ですとか性別、またその家族の状況によって違うかと思えますけれども、そういったところを含めてクロス集計等々の手法を用いながら、こういった年代が特にどの分野の幸福度が高いのかですとか、お子様をお持ちであるかどうか、結婚されている方にとっての幸福度が高いものは何なのかとか、そういったところの少し細かい部分を分析しながら、区としての取組について検討していくところかと考えているところでございます。

また、SDGsについても、委員お話しのように、確かに区単体で全て達成が可能かと言われるとそうではないかと思っているところではあります。では、区として何もしなくてよいのかということではなくて、区としてできることは何なのか、区としての取組がSDGsの17のゴールのどれに、目標達成につながっているのかということのをしっかりと区民にも理解していただきながら事業を進めていくのが重要であるのかなと考えているところでございます。

○加島財政課長

私からは投資的経費のことについてお答えいたします。新庁舎の部分についてというご指摘でしたけれども、新庁舎につきましては、都市計画関連施設を含めた706億円の経費を令和7年度から令和11年度まで負担するというところで、今、投資的経費を算出しております。こちらにインフレライド分を加味してということでしたけれども、インフレライド分につきましては、今現在、この計画の中で8年度、9年度、10年度、11年度、先々まで見通しているかということではございません。

その理由といたしましては、新庁舎については起債を行ってまいりますので、起債のほうは償還計画とも関連してまいります。そちらとの整合性を取るために、今、将来のインフレライドは加味しておりませんが、当然今、資材高騰、人件費高騰の基調にございますので、そういったこと、インフレライドの発生に途中で対応できるよう、今現在、起債の借入れにつきましては満期一括償還という形で、一般財源については利払いのみという形にしております。そこで発生したインフレライド分について、対応できるように財源を考えていくとともに、減債基金につきましても30億円ずつ、25億円が新庁舎、5億円が学校改築という形で先々積立てを行いまして、返済が滞るということのないようにしてまいります、そのような考えです。

○須貝委員

私の質問が悪かったのか、すみません、新庁舎に対してというのではなくて、新庁舎が現に、倍近くの金額を今出していくわけですけれど、ということはほかの施設、学校改築もそうです、ほかの介護施設でもそう、いろいろな施設に対しても、区有施設に対しても、相当な金額がやはりかかってくる。そ

うすると、この財政収支の中で投資的経費というのを少し甘く見られているのかなど。もっとやはり多く出すべきではないのかなという、要は、それは何が根拠かという、今回の新庁舎が約2倍になっているなら、投資的経費もおのずと2倍近く跳ね上がって、ここに計上するべきではなかったのかなと少し思ったもので、それで質問をさせていただいたところです。

○加島財政課長

投資的経費のところにつきましては、私たちも決して甘く見ているわけではございません。今回の予算編成におきましても、起工時につきましてインフレスライドを見込んだ予算編成というのをしております。それは先々においても同じことです。年度途中発生するインフレスライド等につきましても、インフレスライド、じかにということではないですけれども、財源の確保には努めてまいりたいと思います。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

○西本委員

須貝委員の質問の答弁で、起債に関していろいろこの償還の計画が今、立てられているということで、要は全体が見えないのです。なぜなら、学校改築もやっているし、いろいろな借入れをしたりとか、起債したりとかとあって、その償還はどうなっていくのかというのが全然見えないのです。ただ、庁舎はこの間の予算の中では大体ですけど、こんな感じで返していくのだなと分かるのですけれど、でも、品川区全体の中でいったら、ずっと継続して返しているものもありますよね。それらの全体の返済というのはどうなっているのかというのを、少しまとめてもらうことはできないのですか。分かりづらいのです。

○加島財政課長

償還計画につきましては、予算特別委員会資料の中で、これまで借り入れた分、定期償還、満期一括償還も含めて、そのときの元金払い、利払いというのを表示させていただいておりますので、こちらが計画になります。

○西本委員

それにプラス、庁舎も入ってくるので、それも含めた形でまとめられたらいいなと思っているのです。それで、どこの部分がどういう返済になっているかというのが、あの表だと個別が分からなくて、予算書の中のものには全体が入っているので、それぞれのものがよく見えないのです。例えば、学校改築をやって、それ、今も計画が立っていますね。この総合実施計画の中にも入っています。それと、それがどういう財源を使ってどこが起債になっていて、それがどのぐらいで返していけるのかという、全体でなくて個別というのが難しいものなのですか。

○加島財政課長

議会にお示しする資料といたしましては、全体の償還計画を今、提出させていただいているところです。個別につきましては財政課で管理をしておりますので、今現在、議会に提出する予定はございません。

○西本委員

細かい数字というのは、別に細かいところまで必要とは思わないのですけれども、当然ながら、財政課にはあると思うのです。それが出せる状況まで、概要でもいいのですけれども難しいのでしょうか。全体ではなくて、学校改築とか、どこの改築とか、庁舎建て替えとかとなったときに、それ全体の借入れ、

それから返済とかというシミュレーション的なものというのは、お示しは難しいでしょうか。

○加島財政課長

今現在は、先ほど申し上げたとおり償還計画の中でお示しすることを考えております。カテゴリーごとに示せないかというのが委員のご提案の趣旨かと思うのですが、こちらのほうにつきましては、今、財政課で管理させていただくという方向性でやっております。

○西本委員

では要望だけ言っておきます。数字は財政課にあると思うので、それがどこまで出せるかというところになると思うのですが、これからいろいろな事業をやっていく中で、工事費などもすごく高騰してくるし、これで大丈夫なのかというのが、なかなかその細かいところがないので、判断しかねるという部分があります。なので、今は難しいかもしれないのですが、ぜひ検討していただいて、結局、透明性があるというか分かりやすい金額提示をしていただけると、こちらもいろいろと考えやすいかなと思っているので、一つの検討という形で今後お願いしたいと思っています。これは要望で終わりたいと思います。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 中高生リバースメンターの募集について

○こしば委員長

次に、(2) 中高生リバースメンターの募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○井添SDGs推進担当課長

私からは、報告事項(2) 中高生リバースメンターの募集についてご説明をさせていただきます。サイドブックの電子データでは、資料2-2、中高生リバースメンターの募集についてをお開きください。

まず、項番1、目的でございますが、中学生・高校生自らが政策提言をし、社会を変える実感を持つことによって、SDGs未来都市計画において区が目指している次世代の担い手の育成と、「子どもとともに創るウェルビーイングシティしながわ」の実現へつなげるものでございます。

次に、項番2、事業概要でございますが、中高生が、専門家や区の職員からサポートを受けながら、区の地域課題や社会課題について自身の問題意識を深掘りし、アイデアを磨き上げ、政策を立案してまいります。そして区長の前でプレゼンテーションをし、政策提言をします。その後、事業化を目指していくものでございます。

続いて項番3、募集対象と、項番4の募集人数でございますが、区内在住または在学の中学生・高校生10名程度を予定しております。その下の項番6、応募方法にも記載がございますように、応募に当たっては、中高生自身が問題意識を持つ地域課題や社会課題について作文を書いていただき、その作文を区が審査をしてリバースメンターを選定してまいります。

次に、項番5の募集期間でございますが、来週の月曜日、4月21日から約1か月間を予定しており

ます。

項番6の応募方法につきましては、先ほどご説明いたしました作文を電子申請または郵送にて提出していただきます。

次に項番7、広報等でございますが、広報紙、ホームページ、SNSとチラシの配布により広く周知してまいります。チラシの内容につきましては、次のページに掲載しておりますのでご覧いただければと思います。

1ページにお戻りいただきまして、最後に項番8、スケジュールでございます。リバースメンターに選定された中高生への委嘱式、および区長と中高生との意見交換会を6月15日の日曜日に開催する予定でございます。その後、7月から8月にかけて検討会を4回開催し、区長への政策提言のプレゼンテーションを9月21日の日曜日に実施する予定でございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○松本委員

リバースメンター、実際にやっているところを見ると、群馬県などがあるかと思って、単独でやっているわけではなくて委託という形でやっていて、よく出てくるのが、芸能活動をされている、たかまつななさんの笑下村塾というところがやっているというのを見るのですけれど、今回はそうした、どこかに委託するということなのでしょうか。

○井添SDGs推進担当課長

事業者に委託をするのかどうかというご質問でございますが、本件は、中高生の検討会4回のファシリテーターですとか、その間の中高生個別の伴走支援などについて、専門的な知見を持つ事業者に事業の支援を委託する予定でございます。また、事業者につきましては、委員からご紹介ございました、群馬県ですとか福岡県古賀市で類似事業の実績がある、株式会社笑下村塾に、品川区でもプロポーザル方式による事業者選定において委託をすることにしております。

○松本委員

私が属している政党でもリバースメンターを1回やったことがあって、すごく難しいなと思うのが、パフォーマンスで最終的には終わってしまうというのが一つ難しいところだと思います。せっかく時間を取ってもらって提言してもらっても、結局、ああ、よかったですね、みたいな感じで終わるとというのがすごく難しいところだと思います。自治体とか政党ではない普通の組織のリバースメンターはどうやっているかといったら、メンターとメンティーがきちんといて、メンティーに対してアドバイスをしていくというのが通常のリバースメンターの考え方なのだと思います。

それで、この笑下村塾のスキーム、私も拝見したのですけれども、最終的には首長に対してプレゼンテーションを行っていく。でも、そうすると、首長は全ての政策・事業について詳細に把握しているわけではないので、本来は、より現場に近い方に対して提案をしていくというのが、事業化をしていく上では大事なのではないかと思っています。

というふうに考えると、今回は何回か検討会というのがあって、恐らく想定すると、このメンターに選ばれる中学生・高校生が、自分が課題だと思っている事業、社会課題だと思っている分野について深掘りをどんどんしていくというふうなことが大事になっていくと思うのですけれども、その中で、専門家という方たちが、例えば笑下村塾の人たちが出てきたとしても、この人たちは、各事業の専門家ではない、あくまでファシリテーターするだけだと思うのです。

ここで恐らく、やっていく上で大事になっていくのは、これはもう、職員の皆さんには大変お手間だとは思いますが、その中高生が持っている課題の担当の部署の方たちとどのくらい接点を持てるのかというのがすごく大事で、メンターの方たちにとっても、こういうふうに区の職員の方たちは動かれているのだ、働かれているのだというのが分かる上でも大事なのではないかと思います。

それで、ここで伺いたいのが、各メンターの方たちが、これが課題だと思ったときに、その課題を担当している、所管されている部署の職員の方たちとどのくらい接点を持つ機会があるのかということをお伺いできたらと思います。

○井添SDGs推進担当課長

ただいま委員からご指摘いただきました、各所管部署との接点でございます。それにつきましては、大きく2つ検討をしているところでございます。まずは、委員ご指摘のようにパフォーマンスで終わってしまうようなことがないように気をつけて、そこについては今後、検討を進めていきたいというところではございますが、まずは、検討会4回の中で、検討会の詳細につきましてはこれから検討はしていくのですが、中高生が課題意識を持つテーマ、分野についての、各所管部署に対して質問やヒアリングなどを行うような接点を持つということを、1つ考えているところでございます。

もう一点が、中高生がそれぞれ10人なら10人の、課題意識を持つテーマに関する所管部署から、若手を中心とした職員にサポーターとして検討会の途中から、第2回ぐらいから入ってもらって、気軽に中高生から質問だったり、今、区でどういうことをやっているのかとか、こういう視点はどうかといったところもサポートしながら政策を立案していくというところの、大きく2点、各部署と中高生との接点として考えているところでございます。

○こしば委員長

ほかに質疑はございませんか。

○西本委員

これ、何でやるのかなと思うのです。今、松本委員からの話もありましたけれど、これ、社会課題、地域課題という形で問題意識を持って、それを政策立案という形になっていくのですが、これは探求学習なのです。品川区の教育委員会、探求学習をやっています。なので、何でこれをやるのかなと思っているのです。それで、形骸化するだろうなと思って、いろいろ改善しますよと言っているのですが、品川区の中で、教育委員会、要は公立学校が取り組んでいるのを、何でわざわざやらなければいけないの、というのが分かりません。

それで、私たち議会改革の会議体の中でも、品川女子学院などと交流しておりますけれど本当に素晴らしいです。それは、なぜできるかといったら、やはり学校の教育の一環として探求学習というものをやって取り組んでいるのです。だから意味があるのです。なので、私たちはそこに関係して、何か少しでも区のほうに反映できるようなものという形でいつも心がけているのです。いろいろな委員会も含めて、意見を言ったりなどということで、なるべく何とか、いいものについてはそれを採用するという方向で、私たちも努力をしております。

なので、4回程度でできるのかという話です。これ、多分形骸化してしまうのです。10人集まって、ではみんな、10人とも違う課題を、となって意識を持って、10人いて10項目それぞれがやるのですか、ということになりますよね。その持っていき方も難しいし、教育ではないから、若手の職員がつくというけれども、教育をやっている人ではないので、なかなか誘導するのも難しいと思います。だから、結局誘導型になってしまうと思う。問題意識、こういうふうになっていますよという、そういう題

材を区のほうで設定して、こういう問題があるよね、ではそれを解決する方法を見つけようよという形になって、自ら見いだすという方向には、このシステムだとまらないのではないかと私は思いますので、そこをどう思っやられるのですか。これ、学校で今やっているのだから、それをもっと、品川区に、行政などに意見が言えるような道筋をつくってあげるほうが現実的ではないのかなと思うのですが、いかがですか。

○井添SDGs推進担当課長

委員から、なぜこの事業を実施するのか、教育委員会でやっている探求学習を区政につなげる道筋をつければそれで十分ではないかというご指摘をいただいておりますが、こちらは教育委員会、学校で実施している探究学習とはもちろん親和性は高いのですけれども、全く別の側面がある事業だと私も捉えております。

まず、背景としましては、日本財団の調査によりますと、自分の行動で社会を変えられると思っているような日本の若者は45.8%と5割を切っておりまして、先進国の中でも非常に低い数字となっているような現状がございます。また、SDGsの未来都市計画でも、子どもの意見を、柔軟な発想を区政に反映していくということをテーマとしても捉えているところでございます。

今回の事業では、中高生自らが課題意識に持っているテーマを深掘りし、政策に高めた上で、区長に対して直接、政策提言をしてもらうような内容になります。こちらは、分野としては中高生それぞれが挙げてくるテーマになりますので、区政全般に関わってくる内容だと捉えております。それで、自分たちの政策を、自分の意見を行政が、区長に提案することによって受け止めてくれたということで、一定の達成感、社会を変える意識の達成感というものを持ってもらえると考えているところでございます。

また、区の職員がサポートに入ったりすることによって、区の職員は教員ではございませんので、学習、教育にたけてはいないので、自発性を阻害してしまうのではないかとというようなご指摘もございましたが、その辺りは区の職員、入る前にはきちんと研修をしまして、国から出ているようなガイドラインにも沿って、子どもたちの自発性を尊重するような対応、体制を取ってまいりたいと考えているところでございます。

○西本委員

教育委員会のほうでかなり探求学習をやっておりますので、そこをまず学んでください。どういうことをされているのかというのをまず見てほしいと思います。かなり進んでいます。それを具体的にするという方法は、それが今できていないので、それをすればいい話になるのです。できます。かなり高度な学習をやっているのです。ここは文教委員会ではないですから分からないとは思いますが、でも、かなり進んでいる学校もあります。なので、こういう上辺のことばかりやっているのではなくて、やはり教育として探求していく、問題意識、それを解決することを自ら見いだしていくという、それを具体的にやっていくという、実証実験もするというのも、もう積み上げてやれるのだから、そちらのほうの意味が大きいと私は思います。これをただか4回ぐらいやって、それで、はい、やってきました、区長の前でプレゼンしました、いいですね。それで、来年ちょこっと政策に入れてみようか、という。

全く意味がないとは言わないけれども、もっと広い目で公立小・中学校、高校は義務教育ではないからあれですが、小・中学校の子どもたち、非常に能力が高い、そういう学習をしている学校もたくさんあるのだから、そちらのほうを深めてもらいたいなと私は思います。そちらのほうをもっと、品川区の子どもたちが日々やっているわけだから、その日々やっているものを具体的に行政側につなげられるような、そういう仕組みをつくったほうがいいのではないかなと思うのですが、これはこれでやると

いうのだからやるのでしょうか。だけど、何か少しもったいないなと思います。

これは私の意見なので別に、これはこれでやるのでしょうか。ただ、表面をさらっとやるのではなくて、やはりきちんと身になるようなことを。それで、特別扱いはいけないと思います。選ばれるというのも、選ばれてその子たちがやったことが具体的になった、ああ、よかったということではなくて、要は何を言いたいかという、品川区の教育でもきちんとやっているわけだから、そちらのほうの子どもたちの学校教育現場のやっていることをクローズアップしてほしいです。こういうものをクローズアップするというよりは、と私は思います。だからもっと広い意味で、教育委員会の中でどういう学習をしているのかということも調べてやってほしいなと思います。これは意見なので、別に答弁は求めませんので結構です。

○須貝委員

今の西本委員の意見も確かに一理あるかと思うのです。ただ、普通の中学生・高校生が区長に提言、自分の考え方を発表できる、プレゼンできるというのは、その子たちにとってはある意味、チャンスであり、勉強になるのではないかなと思います。仮に我々が思っている以上の生徒がそこに現れるということもあるし、逆にどんなことを考えているのだと、教育現場で議論する話ではなくて、一般のこういう中学生・高校生がどんな考え方を持っているのだと、そういう意味でチャンス、テストと言ったらおかしいですけど、やってみる価値はあるのではないかなと思います。本来なら、中学生・高校生は一生懸命、部活をやったり勉強したり、友達と遊んだり、そういう人間関係を築き上げる時期だと思いますが、えっ、区長にプレゼンできるの、という一つのそういう目標があって、その子たちに何か役立てば、それはそれでいいのではないかと私は思います。意見だけです。

○松本委員

区のほうもやはりきちんと反論したほうがいいかなと思うのが、今、教育の話がすごく出ていましたけれども、リバースメンターは教育のためだけではないというか、むしろ、本質は、メンティーのほうがかれまでを振り返って、なかった視点に気づくとか、そういったところが極めて大事になると思います。場合によっては、私の政党でやったときには、そのメンターの方たちにきちんとお金を払って、このぐらい、言葉を変えて言うならばコンサルみたいな感じでやってもらうというのが、リバースメンターの一つの大切なポイントだと思います。

それで、教育とか、卒にはめるとかいろいろな言葉が出てきましたけれども、中高生、あまり軽んじるべきではないかなと私は思っておりまして、中高生から出てくるアイデアがこれまで、我々議員も全くなかった観点、あるいは職員もなかった観点で、区をよりよくするためにいいアイデアが出るということは十分あり得ると思っております。この観点で、もちろん教育でいろいろな学習で、それを区と連携しながらやっていく、教育委員会として区長部局と連携しながらやっていくというのは、すごくこれもいいアイデアだと思うのですが、このリバースメンター制度について教育の観点だけではなくて、区としてこれをうまく活用してよりよい区政につなげていくという観点のほうからも一言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○井添SDGs推進担当課長

今、委員からご指摘がございましたように、リバースメンター、そもそもの側面としては、メンターを逆転するというところで、民間の企業などとすと、従来は先輩だとか上司などが若手職員の相談役となるという制度でしたのを逆転して、若手職員が上司や経営層に対して、若手のSNSの発信ですとかデジタル化、それから若者の考え方などについてアドバイスをしたりといったところで、新しい視点が

経営層なり上層部の方が持つことができるといったもので、日本ですと、資生堂が2017年からかなりの長い間、実施していることが有名でございます。

この事業は、区長がメンティーとなりまして、メンターとなる中高生から政策提言を受けることによって、新たな気づきがあったりですとか、区政に新たな考え方や視点を取り入れるといった目的がございますので、先ほどの教育委員会と連携をするというところは、引き続き連携してまいりたいと思いますが、リバースメンターの趣旨にのっとり、品川区としては本事業に力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○松本委員

やはり大事なのは、パフォーマンスで終わらないためにはどのくらい、先ほどの資生堂の例もありましたけれども、資生堂がやってきた、あるいはほかの、企業に限られませんが組織がやってきた利点というのを吸収できるか。これは恐らく、笑下村塾だけに依頼しているわけではなかなか、申し訳ないですけれど、笑下村塾がやっているプロジェクトを見ると、どちらかというとパフォーマンスに近づいているところもあるので、そこを先ほどおっしゃられたように、若手の方たちとチームを組んで、などというところがすごく大事なポイントだと思います。そういう意味では、今あるパッケージとしてのリバースメンターではなく、品川区としてより区政に反映できるような形でのやり方というのを考えていただければと思います。以上、意見です。

○こしば委員長

ほかにご発言はございませんか。

○新妻副委員長

新たな試みということで、10名の区民、中学生・高校生相当の年齢の方ということで人選されるということなのですが、これ、委託をしているということでもありますけれども、この10人の人選に当たっての、この10人を選ぶところもこの委託の事業者がやるということでしょうか。まずそこをお聞きしたいと思います。

○井添SDGs推進担当課長

リバースメンター、中高生10名の選定主体についてのご質問でございますが、リバースメンターの募集、それから選定については委託事業者ではなく、区が実施する予定でございます。

○新妻副委員長

区が人選と。ここに提案のテーマとして2つ掲げられておりますが、特に、ここにはかかわらず、区政に対する全般の何でも受けていいというふうに募集されると思うのですが、この10名の、どういうふうに、どこで、ホームページとかそういうところで募集されると思いますが、より多くの方の目に触れられるというところでは、学校側への情報提供があるのか、どういうふうに人選をしていくのかと。区がやるということであれば、この10名の作文を、区の職員のどなたが見ていただいてどういう基準でそこを選んでいくのかということを少しお聞きしたいと思います。

○井添SDGs推進担当課長

まず最初の、広く周知をするということなので、多くの中高生に知っていただくことが大前提でございますので、特にチラシの配布につきましては、区内の全ての公私立中学校・高校へご連絡をさせていただきまして、許可が出たところにつきましてはチラシ、電子もしくは紙での配布をさせていただき予定でございます。また、区有施設につきましても、児童センターや図書館、それからマイスクール、子ども若者応援フリースペース、児童相談所といった、中高生の方が利用するような区有施

設に広くチラシを配布して、知っていただくことを考えて取り組んでいるところでございます。

また、応募者の方の選定基準、それから作文の審査は誰がやるのかというご質問でございますが、まず、作文の審査については区の企画経営部の管理職を中心として実施する予定でございまして、応募人数がかなり増えた場合については、書類審査、1次審査、2次審査のあたりは今後検討したいと考えているところでございます。

審査基準につきましても、現在詳細については検討を進めているところではございますが、作文の技巧的なところではなくて、中高生の課題意識の高さだったり、地域や社会の関心の高さ、それから自分の経験や疑問などに基づいた提案であるかといった意見のオリジナリティとか独自性の部分、そういったところを重視してまいりたいと考えております。

○新妻副委員長

本当に、子どもたちの発想、こんなことを言うのかという、私たちが気づかない視点でこの作文が上がってくるといいなと思うのですけれども、その基準の段階で、できることだけのことを言っている人の、そういう作文を選ぶのではなくて、本当に区がこれからこういうところは力を入れていかなければいけないよね、今までになかったなという、そう、一步突っ込んで言ってくれるような、そういう作文を書いてくださった方の意見もぜひ取り入れていただきたいなということを要望させていただいて、終わりたいと思います。

○こしば委員長

ほかにご発言は。

○まつざわ委員

10人の募集と分かりました。私も、新妻副委員長がおっしゃっていました、中高生、とてもいいことだと思うので、やはり全校に関わってほしいとは思っていました。しっかりやっていただきたいのと、10名がいて、メンティーが教えられる側、職員がその中高生と一緒にやっていくとおっしゃっていて、教える内容というのは国の研修内容というのがあるのですか。国で何かそういう、メンターに教える、さっきのお話を聞いていると、要は教えるにも教え方が多分あるのでしょうか、そういったものは国で決まっていた、何かそんな内容みたいなものがあるというご答弁が確かあったのですけれども、どんなものなのかなというのを教えていただきたいのと、例えば10人に対して教える人は、何人ぐらいでやっていくのかなとか、そこら辺何かあれば教えてください。

○井添SDGs推進担当課長

サポーターとなる区の職員の事前のレクチャーというか事前の研修で活用するような国のガイドラインについてのご質問でございまして、こちらは、こども家庭庁から「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」というものがございまして。こちらには例えば、子ども・若者が安心して発言できるような場づくりであったりですとか、子どもたちの多様な考えを受け止めるような進め方といったものが、細かく事例を交えて記載しているようなガイドラインでございまして、これを基に、区の職員には研修、事前説明を行っていきたいと思います。

またこちらのガイドラインは、特に子どものセーフガーディングに抵触するような行動は絶対にしないように、という記述もございまして、例えば、子どもに身体的な接触をすとか、攻撃的だったり侮辱的な言葉を使うとか、子どもと2人きりになるとか、そういったことは当然しないとは思いますが、改めて区の職員も研修の中で確認をして、子どもたちが安心して発言できるような環境づくりを、体制としてつくっていきたいと考えているところでございます。

2点目として、10人の中高生リバースメンターに対して何人ぐらいの職員をというところでございますが、こちらも、子どもたちから上がってきた政策のテーマや、各部署の体制なども含めて今後検討してまいりたいと思っております。

○まつざわ委員

新しい事業ということは、そこにやはり職員が取られるわけなので、例えば、繁忙期があったときにはそういうところもいろいろ職員の負担にもなる部分も多いと思うので、応募があったときは柔軟に人を増やす、でもやはりなかなか人を増やすのも大変でしょうから、職員に負担がかかり過ぎない、それでもこの事業は成功させてほしい、難しいですけど、そこら辺、職員のケアも含めて検討していただければと思います。

○大倉委員

いろいろお話を伺っていて分かりました。区は4月からお知らせして、1か月ぐらいで課題感を作文して、それで9月までに4回ということで検討会を行って、結構、スケジュールとしてはタイトなのかなという感じがしたのですが、どうしてこういうスケジュールなのかというのは、予算プレスを見ると9月から事業化が検討されると、ここに合わせてやっているのだろうなというところでのいいのかということの確認。

あと、政策検討はなかなか難しい部分もたくさんあるのかなというところではあるのですが、それでもまずは1回検討してみてということになっていくのだと思うのですが、できるもの、できないものもたくさん出てくるし、本当にやっていけるのかなというところの課題感というものもあったりすると思うのですが、そういったものも含めて、出てきたものについては全て検討して行って、ということになるのかということ。

あと、最後に目的で、自分の行動で社会を変えられるというところの意識ということがあると思うのですが、実際やってみてなかなか、事業化はできなかつたけれど自分の行動で変えられると思えるようになるのかなというところと、こういった取組をしたことで、自分たちに自信が持ててというふうになるのだとすると、何か、こういった事業が皆さんから出てきてこういうふうになりましたが、検討の結果なかなか難しかったですということもお知らせしながら進めるのだと思うのですが、こういったことを今後進めていくときに、こんな意見が出て、こういった子どもたちがやってきたことで、できなかつたりすることもあると思いますが、そのできなかつた中で、区もそこまで検討して、皆さんの意見で少し新しい認識になったとか、意識が出たとかという発表などもしていくということなのでしょうか、という確認をできればと思います。

○井添SDGs推進担当課長

まずスケジュールにつきまして、委員からご説明がありましたように、お見込みのとおり、9月以降事業化、令和8年度予算の編成に向けて、所管課と一緒に事業化に向けて検討を進めるといったところを据えておりますので、そこから逆算をすると、全4回の検討会というのはかなりタイトになってきております。また、この検討会は全体で進めるものでございますが、これとは別に、10人の中高生リバースメンターそれぞれ、その間も宿題であったり、政策をより検討していたり、調査をしたりということもございますので、選ばれた10名にとってはかなりタイトなスケジュールになるかとは思いますが、その辺りも含めて、区の職員、委託事業者を含めてサポートをしながら、支援しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、中高生から出てきた提言全て、検討していくのかというところでございますが、現時点では全

て事業化を目指して検討を進めたいと考えております。ただ、委員ご指摘のとおり、もちろん予算編成の過程などで事業化に至らない提案も、もちろん区の様々な事情ですとか事業の内容等を含めて精査した上で、通常の予算編成の過程で吟味をしておりますので、事業化に至らない提案もあるかもしれませんが、その場合も、なぜ事業化ができないのか、どういった要素が足りないのかなど、理由をしっかりと中高生にフィードバックすることで、今後の学びにつなげてもらうように、きちんと体制を整えてまいりたいと考えておまして、それによって区に意見を受け止めてもらえたですとか、その中でも意識の変化が生まれたといった、先ほどご案内もあったような、中高生と双方向できちんとコミュニケーションを取って学びにつなげることで、社会を変える意識というものを持っていたらという、実感を持っていたらと考えているところでございます。

○大倉委員

分かりました。こういう意識を高く持っている方たちの応募があって、その中で、タイトな中でもしっかりといろいろサポートしていただけるということと、その中で様々、事業化に向けて全てしっかり受け止めるということで、非常にいいなと思いました。こういった課題を持っている子たちを今後、事業はこれなのですけれど、その後、終わったら、では、ありがとうございますとなるともったいないと、今話しながら思っていて、その後、例えば地域とかの課題などでいうと町会とか何か、消防団なのか分からないのですけれど、地域の人たちとつながっていけるようなところまで目指してもらえると、行政でできなかったが地域では何か少し動かせるなどというところにもなるかなと今感じたので、そういうところも含めていろいろ今後、進めていっていただければと思いました。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) コンプライアンス推進のための取組みについて

○こしば委員長

次に、(5) コンプライアンス推進のための取組みについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川村コンプライアンス推進担当課長

私からは、報告事項(5) コンプライアンス推進のための取組みについてご説明いたします。サイドボックスの2-5の資料をご覧ください。

まず、背景としまして、これまで区民から信頼される区政の実現を図るため、区の行政執行に係る法的な問題に対し、弁護士資格を持ったコンプライアンス推進指導員による法的な助言や指導を行うほか、通話録音装置の導入など事務事業の公正かつ適正な執行の確保に向けた取組を行ってまいりました。今後はより一層、こうしたコンプライアンス推進に向けた取組を区全体で進めていくためには、全ての職員が認識すべきコンプライアンスに係る区の考え方や心構え等を示すことが必要とされている状況でございます。

そのための取組としまして、大きく2点を策定いたしました。

1点目は、コンプライアンス推進基本方針の策定でございます。昨年の11月から12月にかけて実施しました庁内アンケートの結果を踏まえ、全ての職員が共通して認識すべき行動指針を盛り込んだ「品川区コンプライアンス推進基本方針」と、同指針に基づく取組を着実に実施するための「品川区職員コンプライアンス推進行動規範」を策定いたしました。

基本方針には、区全体としてコンプライアンスの取組を進めていくことの意義や、全ての職員が常に従って行動すべき4つの行動指針等を示しております。また、行動規範には、策定の趣旨や対象職員の範囲およびコンプライアンスの定義のほか、4つの行動指針ごとの職員が取るべき行動に当たっての心構え等を示しております。

2点目は、カスタマー・ハラスメント対応要領でございます。東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の第14条第1項に定められた、事業者による措置等に基づき、職員の安全や健康、区政の安定した執行を確保するため、「品川区職員のカスタマー・ハラスメント対応要領」を策定いたしました。内容としましては、利用者への対応原則のほか、カスタマー・ハラスメントの定義、判断基準、対応方針などを示しております。

策定日は、いずれも令和7年4月1日でございます。

今後の取組としましては、職員一人一人の意識や組織風土の中にコンプライアンスを浸透・定着させていくため、コンプライアンス推進に係る委員会の設置やニュースの発行などを進めてまいります。

○こしば委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○西本委員

大切なことだと思うし、コンプラにしてもカスハラ対応にしても、これは必要なことだと思っておりますが、職員の人たちと、それから区民の人たち、分かりやすく言うと、庁舎の中でよく、どなっている方もいらっしゃいますよね。いざこざをしている方がかなりいらっしゃって、警察も来ますね。ただ、カスハラなどとなってくると、どこからカスハラなのというところも出てくると思うのです。私は細かい話まで聞き耳を立てて聞いているわけではないので全容は分からないのですが、ただ、区民の人たちは、役所に来るといことは何か目的があってくるわけです。そこでもめるということは何がいけないのだということなのです。

それで、私がいろいろと関わる中では、理解できない、だから、受け止められていないという、要はその受け止められないというのが、説明不足もあるし、認識もやはりレベルが違いますよね、知識でも全然違うし。だけど、その知識の差もあったり、あとは言い方の問題などがあったりして、そのボタンのかけ違いというのは結構あると思うのです。なので、一応こういう基本方針などというのは、要項などの策定は必要だし、みんなその勉強をしていくのは当然なのですが、その辺の受け止め方というのは、どういう訓練をしていけますか。このご時世なので、あるのは当然だし、つくるのも当然なのですが、でも、具体的な窓口業務などをやったときに、なぜそういう、もめてしまうのかということに対する分析、どうあるべきだったのかという、そういうものは、これをつくるに当たって検討はされていますか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

委員のおっしゃるとおり、全てをカスタマー・ハラスメント対策ということで片づけることではもちろんございません。こちら、策定に当たりましては、やはり利用者への対応を原則として、区民一人一人にまずは寄り添った対応が必要であることを示した上で、それでも対応が難しい方に対して、職員1人が抱え込まずに組織的に判断し対応をするために、こちらのカスタマー・ハラスメント対応要領を策定いたしました。

また、関連しまして、コンプライアンス推進基本方針や行動規範のほうにおきまして、まず、区民に対し誠実に公正かつ適正な対応が必要だということで、職員の意識を高める旨の指針も示しております

ので、今後、こういった意識を職員の中に深く浸透させていく取組は今年度進めてまいりたいと思います。

○西本委員

研修などもいろいろやられるのかなと思うのです。なので、傾聴とか、肯定的配慮とか、そういうカウンセリング技法がかなり必要になってくると思うのです。今までも大分やられているとは思いますが、やはりこれを策定するに当たって、さらに深く、一人一人の職員の方々が区民の人たちと向き合えるような、そういうものは当然考えていると思うのですが、考えられているのかということが1つ。

それから、職員の方々の、いろいろ仕事をやる上でうまくいかなかったりとか、それから上司との関係とかいろいろあると思うのです。パワハラとかセクハラとか、もう今問題になっていることに関しては、どういうふうに対応していくのか。職員がもっと言っていいと私は思うのです。それで、それを受け止めている、人事課かよく分かりませんが、あると思うのですが、やはりきちんとする勇氣、それはもう、守っていますよということもきちんと、そういう気風がないと、職員からも庁舎の中で何でも言えるような、相談できるような状況になっていかないと、なかなかうまくいかない、辞めていく人も多くなってしまうと思うのですが、その意識の問題、それから、こういうことと言っていいのだとか、そういうことも含めて、どういうふうな取組をされますか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

まず、職員への研修体制についてのお話でございます。コンプライアンス推進担当、一つの部署で行えることではございませんが、まず、コンプライアンス推進の取組の中に、今年度研修を予定しております。まず、組織のトップのほうからの意識改革も含めまして、職層に応じた研修を行っていただけるように検討してまいります。

また、職員間のハラスメントのお話でございますが、確かに相談しづらい職員が取り残されないように、こちら、コンプライアンス推進担当だけではございませんが、内部の相談窓口、外部の相談窓口、それぞれハラスメントに関する窓口を設置しておりますので、そういったものをもっと職員に周知していただけるように努めてまいりたいと思います。

○西本委員

やはり職場環境というのが一番大切だと思うのです。理不尽な対応をされるとやる気がなくなります。なので、それを救うという救済措置というのはきちんと示して、何かあったら言ってくださいねという、そういう部署であってほしいと思うのです。やはり1人で悩んでいる方もいらっしゃると思う。多分、先輩の方々が、先ほどもメンタルのお話もあるのですが、そういう方がいらっしゃると思うのですが、でもやはり何かあったときに、例えば大きな声で怒鳴られたりとか、追及されたとかというようなものはあってはいけないと思うのです。きちんと説明をして、その説明に対して何か意見があるのだったらきちんと言えるという上司の関係、職場関係というものになっていただきたいと、私は思うので、なっているとは思いますが、ぜひそれを実現してほしいと思います。

それから、カスタマー・ハラスメントについては難しいと思うのです。どこからがカスハラというところが、とても線引きが難しいと思います。先ほども言いましたけれど、庁舎の中で大きな声でどなったり、何回も何回も来るという人がいます。私らも同じように対応している区民の方もいらっしゃるのです。だけど、そのときにいろいろ話を聞くと、やはりそう言いたい状況にも理解できるというものもあるので、もっと深く研修をしていただかないと、なかなか、変な人、変な区民、というふうになってしまうと話にならないので、いろいろなものがあっても対応できるというような、その経験も含めてやっ

ていただきたいなと思っております。

ちなみに、議員が質問するのをカスハラと言われるとあれなのですけれど、それは違いますよね。議員は議員できちんと、こういうところでも私、これまでも結構声が高くなったりなどしますから、カスハラと言われてしまうのかなとすごく心配になってしまうのですけれど、それはいかがでしょうか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

最後のご質問に関しましてですが、議員の方も区の職員も、区政のよりよい実現に向かって建設的な議論を交わしていると捉えておりますので、そこはカスタマー・ハラスメントではないと思っております。

○こしば委員長

ほかにご意見はございますか。

○松本委員

こういったものをつくるのはすごく大事なことだと思うのですけれど、カスハラのほうでお話をする、実際にカスハラが起きたときの現場対応、すごく難しいだろうなと思います。大事なことは幾つかあるのですが、やはり録音で証拠を残しておくというのはすごく大事なことだと思っていて、この今回の方針の中には、秘密録音と同意を得た上で録音というのが両方記載があるかと思えます。秘密録音も違法ではないという、違法になる場合もありますけれども、最高裁の規範も書かれていると思うのですが、窓口でカスハラが、品川区の場合、電話録音も以前にも議論があって、電話機器の関係で全てに導入するのは難しいというご答弁があったかと思うのですが、今日は窓口のほうで考えたいのですが、窓口のときに、いざ録音をするというときに、録音機、ボイスレコーダーがどのぐらい配置されているのかというのが多分問題になるのかなと思います。別の自治体でこうした基本方針などを拝見すると、各窓口にもボイスレコーダーを配置しますということが明記されているところもあるのですが、品川区の場合は、ここは窓口におけるボイスレコーダー、録音機の対応というのはどのようになる予定なのか、お伺いできればと思います。

○川村コンプライアンス推進担当課長

窓口対応などのレコーダーの配置についてでございますが、現時点で、カスタマー・ハラスメント対応としてレコーダーの配置の予定はございません。ただ今後、必要性などを現場からの要望に応じて検討してまいりたいと思っておりますし、現状ですと、事業の実施に当たってレコーダーを持っている課につきましては、そちらを利用していただく想定でございます。

○松本委員

今のところでやはり、ある程度カスハラが想定できる部分については配置しておくということが大事ではないかなと思って、対応方針としてはあっても、いざ何か起こったときに、職員の方が自分のスマートフォンを出して録音するというのは、それはそれでまた、いろいろな問題が出てくると思われますので、今回、予算化を多分されていないからすぐには難しいかもしれませんが、ここはいろいろなやり方があると思いますので、カスハラが想定できる場所には、何か起こってからというよりも、庁内のほうで検討していただいて、置くべきところには置いていただきたいなというところを要望させていただきます。

○こしば委員長

ほかにご発言はございますか。

○須貝委員

このたびの品川区職員コンプライアンス推進行動規範、これをきちんと書面化して、また、品川区職員のカスタマー・ハラスメント対応要領、随分詳しく、こんなに長編で書き上げたというのはすごいなと思いましたが、逆に、読む職員も大変だなと思いました。これ、短期間で仕上げられたと思うのですが、お聞きしたいのは、コンプライアンス違反を、その正否を誰が最終的に、右か左か分からない、正しいか悪いかわからない、そういう案件が出たときに、それは職員の方が判断するのか、部課長級で判断されるのか、それとも別の決まった方が判断されるのか教えてください。

それと、もう一点は、フジテレビ問題があったと思うのですが、ここもそれなりの対応要領はつくっていましたが、最終的に、最後の会見では、第三者委員会がやはりきちんと調査して公表したというふうになっています。これ、品川区においては、例えば職員が全部最終的に判断されるということならば、その後に第三者機関が入る余地があるのか、それともそういうものは一切入れないのかという、その2点だけ教えてください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

委員がおっしゃられた、コンプライアンス違反を誰が判定するのかというご質問でございます。様々な規定がございますけれども、コンプライアンス推進担当の中に弁護士資格を持ったコンプライアンス推進指導員がおりますので、指導員のほうに第三者的な立場から聴取してもらって、まず、そういった形で組織内の中立的な立場で判断してもらおうのを進めていく取組をまず、進めてまいりたいと思っております。いざ、もっと大きな問題に直面したときの第三者委員会などの設置につきましては、今後の検討課題かなと思います。

○須貝委員

今の組織内で弁護士資格をお持ちの方が、一応判断というか相談に乗っていただいて判断されるということですが、そうなるとあくまで組織内という、いつもなあなあで話している、そういうやはり、きちんとした客観的に見える状況ではなくなってしまうのではないかなと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

ご心配の趣旨は理解できますけれども、大変職務意識の高い推進指導員に携わっていただいておりますので、その辺りはご心配ないように……。

○柏原区長室長

最初の判断のところは、今、コンプライアンス推進指導員という弁護士資格を持った方がいらっしゃいますので、そういった方に、どういった事案に該当するかという判断をまずさせていただきます。それで、それがどういった事案で、事件性があるとか事故になるとか、コンプライアンスのどういうところの判断になるのか、違反するのかというのは、それは組織というところで、まず区長室がそこを全体で判断するというふうになります。それで、事案によってそれがさらに、区長、副区長というところでの判断をいただいてということの、まず組織としての判定というところです。

それで、あとは事案によってくるとは思いますが、最近と申しますか、昨年度からなのですが、いろいろな事故とか、不祥事のような事案が起こった場合は、判断をしながらプレス発表させていただいて、必ずそういうものは表へ出すということをやっております。そういったところでの事案も含めながら、これは区の中だけの部分では、判断なり何なり厳しいというものであれば、それはもう第三者的な機関を場合によっては設置して、判断をもらったりなどというものが出てくるのだろうと。それが常設的に今置いてあるというところにはないのですけれども、そういったところでは、常に判断をし

ながらというところにはなつてこようかと思ひます。

○須貝委員

一つだけ、考え方として、今、大きな企業、大半まではいかないのですが企業によってはもう、何か問題があったら、社内に言うのではなくて、まず第三者機関に相談に行く、その人に取りあえず通報する。それで、個々人が自分の意見を、その方と第三者の方と聞いてもらうという仕組みが、もうできているのです。というのは、やはり内部だと、先ほど課長がおっしゃったとおり、いや、皆さんきちんといい人で、それなりに区のことを考えて職員のことも考えて、それは分かるのです。恐らくフジテレビでも皆さんそういうふうにはやっていたと思うのですが、ただ実際、いざとなると、どうしても内部で収めてしまう。そういうことが往々にして多いので、民間企業では第三者機関に通報または相談というのが今、普通の仕組みになっているようなので、それだけ少し意見として言わせていただきます。

○柏原区長室長

少し補足させていただきますと、そういった意味で申し上げると、公益通報制度というものも既に持っておりますので、それは内部の通報というものもありますけれども、外部のお願いしている弁護士資格を持っている方に話を持っていくという制度もありますので、そういった意味では、内部だけの判断というよりは、そういった制度も使いながらというところはございます。それで、もっと大きな部分で、今回のフジテレビの部分に関しては内部の動きのところはどうだったかというのはあろうかとは思ひますが、区としてはそういった外の相談ができる制度であったりなどを持ちながらですので、そういったものを持ちながら、足りない部分があれば、もっと改善できるように検討しながらということになろうかと思ひます。

○西本委員

今の議論の中で第三者委員会みたいなものが必要だという意見もありましたけれど、私もそういうふうに思っておりまして、仮に区長がそういうことをした、副区長がそういうことをしたというふうになると、なかなか指摘をするというのは難しくなってくるので。ある県で問題になりましたよね、自殺者も出ましたよね、ああいうふうになるとは思ひていませんけれど。先ほど、職層によって研修をしていきたいという思ひをお聞きしましたが、やはり、上に行けば行くほどなかなか聞く耳を持たないという、責任もありますからそれは当然な部分もあるのです。だけれど、威圧的になったりとか、責めたりとか、どなったりとか、というのがないとは思ひますが、そういうものがあつたとした場合に、すぐるところといったらやはり、第三者というのがはっきりしてあれば、そこに逃げ込むことができると思ひうのです。

けれど、品川区はそういう仕組みになっていますか。決してそうだとは言ひていません、例で言っているだけなのですが、区長がいて、副区長がいて、部長がいて、課長がいます。そういう縦のラインになっていて、なかなか、仮に区長、トップがそういうことをやつた場合に逃げ込むということ、それを言いつらい部分は出てくると思ひます。なので、そこは、某県の状況にはなつてほしくないのですが、あれは少し異常だと思ひますが、でも、やはり命を落とすぐらいのことが起きてしまつていることを考えると、やはり第三者機関などというもので少し別枠で、品川区の職員ということではなくて、別枠でそういう逃げ込むところ、頼れるところというものをつくつておいたほうがいいのではないかなと思ひますが、今あるのですか。品川区はそういう職員の駆け込み寺みたいなものはありますか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

事案にもよりますし、先ほど区長室長が申したところもございりますが、公益通報に関しましては、外

部の窓口を設置しております、そちらに通報していただくことができる体制を取っております。そして、調査委員会などについてはやはり、先ほどの重複になりますけれども、事案に応じた判断が生じる場合もあるのかなとは考えております。

○西本委員

これは本当にお願いです。職員の方々がいろいろ失敗することも多々あると思うのです。けど、やる気があるというか、区長がよく言う、生きがいを持ってということを見ると、やはり生き生きと仕事をしていただきたいという思いがあります。一番つらいのは、精神的なところがあつたときがつらいのだと思うのです。もう自分の思いが伝わらない、やはり理不尽なことをされました、そういう形、なかなかその解決が一人では見いだせないというような状況になってしまうと、精神的に病んでしまったりしてしまうので、そうならないように救済措置はきちんとあるということは、職員の方々に知ってほしい。逃げてきてね、ということも自由にいいのだよというのを、これを機会に、お一人お一人の職員の方に認識していただくというものが必要なと私は思っているのです、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柏原区長室長

今おっしゃっていただいた内容はそのとおりだと思いますので、職員が何かしらのパワーハラスメントだったり、セクシャルハラスメントだったり、内部でももちろん相談窓口がありますし、外部にも相談窓口を今、置いておりますので、内部で言いづらい部分はそこに言っていただくという体制は取っております。そういったことが何もない職場というのが一番大切なのですけれども、そういったことが起こってしまった場合に、職員も言いやすい環境であつたりとか状況というものをきちんとつくっていくというのが我々の役目だろうと思ひますので、その辺は努力させていただきます。

○まつざわ委員

区民の方からのこういう、行政の職員を守るというのは、本来、一つであると思ひていて、言い方が難しいですけれども、例えば、今のコンプライアンス推進計画というのは、そういった全体のコンプライアンスということにかかっていると思ひますが、これって先ほども少し西本委員がおっしゃっていましたが、議員からのハラスメントというものもあつたりすると思ひます。例えば、一部の方が職員を1時間質疑で拘束してしまう。そういうのは控えましょうという議長からの話があつたりなどという部分があつて、要は区民だけではなくてやはり議員からのハラスメント、カスハラになるのですか、そういうものというの、これから先、今はコンプライアンス推進の取組で職員と区民という部分があるのですけれども、例えば、これから先は、議員もそうだと思いますし、そういったコンプライアンス推進の先にどう広げていくのかなという、まずビジョンがあるのかなというのをお聞かせください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

職員がコンプライアンス意識を高めていくのと同様に、議会側でもそういった研修などを行われていると思ひますので、お互いコンプライアンス意識を高めていく中で、そういったハラスメントを防いでいければと思ひております。対応要領、厳密に言えば、行政サービスの利用者等の「等」の中にいろいろな方が含まれておりますので、一概に区民の方とは申しませんが、そこはお互いのコンプライアンス意識の醸成が必要かと思ひております。

○まつざわ委員

最後に、私も第三者委員会というか、やはりハラスメントで言うのは、ちくりという表現がいいのかな、内部告発というのですか、例えばそういうのはなかなか言えない部分が強いと思ひているのです。

それで、私などの素人から見ると、例えば、課長が替わりました、入った課長がまた替わりました。これは何かあるのではないのかなと、素人目にぱっと思ったりするときも、例えばの話ですけれど、そうすると、ハラスメントが何かあったのかなとふと思いますが、そういうものはやはり、職員の中で言えることはやはり難しいのかなと、我々議会も誰に言っているのかなと、例えば私がそう感じたときですよ、部長だからとか勝手に思ったりすると、部長には言えないし、では誰に言ったらいいのかなというのが、やはり言いづらい、相談しづらいというのがあるかなと思うので、やはりそういった機関というものはこの先、いろいろ検討していただけたらなという要望です。

○こしば委員長

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩をいたします。

○午後2時55分休憩

○午後3時08分再開

○こしば委員長

ただいまより、総務委員会を再開いたします。

(6) 「デジタルプラットフォーム」を活用した区民意見募集の結果について

○こしば委員長

次に、(6) 「デジタルプラットフォーム」を活用した区民意見募集の結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○與那嶺戦略広報課長

私からは、「デジタルプラットフォーム」を活用した区民意見募集の結果についてご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、サイドブックの資料につきましては2-6をご覧ください。

初めに、まず意見募集の概要でございます。テーマは「あなたの声で品川区の防災訓練をアップデート！参加したくなる防災訓練とは？」として実施をいたしました。対象は、区内在住、在勤、在学の方としておりますが、区外の方も投稿可能な状態でございます。実際、区外の方の投稿も幾つかいただいたところでございます。投稿方法としては、ウェブサイト上の意見募集ページに意見を投稿いただくものでございました。募集期間は、令和6年10月23日から11月24日の33日間実施いたしました。102人の方から合計117件の投稿をいただいたものでございます。

次に、項番2の、意見を受けての防災訓練の企画案の例でございます。募集期間を通じまして様々なご提案をいただいたところでございまして、こちらは原課でございます防災課において、実際に実現可能かどうか検討をいただいたところでございます。この資料におきましては代表的な例を幾つかお示ししているところでございます。例えばでございますが、スタンプラリー型防災訓練といったご意見では、町会と商店街の防災イベントで検討するであるとか、防災グッズをもらえる、非常持ち出し袋を作成するといったご提案については、総合防災訓練で検討できるのではないかといたものがございました。

これらの実現につきましては、引き続き検討を進めていくものでございます。この意見募集結果の詳細につきましては、2ページ目以降に分析レポートを載せてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、項番4の評価についてです。まず、投稿件数は117件と、限られた期間の中では非常に多くの意見を集めることができたと考えております。また、個人攻撃や誹謗中傷といった投稿もなく、健全な運営が実現できました。さらに、60代以上の投稿が全体の約2割を占めておまして、高齢者のデジタル活用に関する懸念、そういったものは当初の想定よりも低かったというところがございます。そして、品川区に現在関係している人からの投稿が多数を占めていたというところから、やはりこういったご意見から政策に反映していく意義があるものという形で評価をしてございます。

最後に項番5、今後の予定についてでございます。今、今年度の事業実施に向けて準備を進めているところでございまして、現在、業者選定の手続きを進めているところでございます。その後、実際どういった項目で調査を行うのかなどにつきまして庁内整理を行いまして、今後8月以降に意見募集を開始したいと考えてございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○西本委員

これ、今後いろいろなテーマで、このデジタルプラットフォームで意見を聞くよという理解でいいでしょうか。当然ながら、今回は防災訓練で防災課とのフィードバックという形になると思いますけれど、これ、テーマはどのようなふうにして決めるのですか。

○與那嶺戦略広報課長

今後のテーマの設定についてのご質問でございます。委員おっしゃるとおり、今回は防災訓練で実施をしましたが、今後は区政の様々な課題について、こういった意見を聞いていくような使い方をしていこうと考えてございます。実際のテーマ募集なのですが、庁内のほうにも、こういった課題があるかであるとか、そういったところの部分聞き取ったりであるとか、そういった動きは行っているところでございます。その中で、実際にこういったプラットフォームを使うことが望ましいだろうということをお話しながら整理をいたしまして、項目選定していくものと考えてございます。

○西本委員

もちろん、庁舎の中でこういうものを聞いてみたいというのがいろいろな部署のほうから出てくるので、それから決めるのだらうなと思いますが、このコメント投稿数の中に、公開基準に合わないコメント13件、これ、どんな類いのもなのですか。これ、公開基準というのは、そもそもどんな基準と考えばいいのか、今回13件で、そこから外れているということだと思っておりますけれど、その内容、具体的な内容はいいのですが、その決まりというか基準というものを教えてください。

○與那嶺戦略広報課長

今回行った調査については、試行実施という形で、実際に既に事業を行っているところのプラットフォームを活用したので、その事業者の基準に少し準拠した形ではあるのですが、例えばどういったことが基準になるかというところで、先ほどご説明申し上げたように、たまたま今回はなかったのですが、個人の誹謗中傷であるとか暴言であるとか、そういったものがあれば当然そこはフィルターをかけていく形になります。

今回、基準に合わなかったコメント、具体的には当然申し上げられないですが、例えばという

形で少し例を申し上げると、企業からのコメントで、自社の売り込みみたいな投稿が仮にあったとき、そういったところはさすがに案件としてはそぐわないかなというところで、フィルターをかけさせていただいたというところでございます。

○西本委員

分かりました。当然ながらあり得ますよね。売り込みというのは当然入ってくるだろうと思いますが、そこは見れば分かる話なので、そこは除くということになるのだらうと思いますけれども。この活かし方なのですが、2番のところ、こういう意見によって企画案が出ましたという報告はあるのですが、これを採用する、採用しないというのは、その部署の中での検討という感覚でよろしいのですか。そこはもうその部署で責任を持って考えるという形ですか。ここは、デジタルプラットフォームを使ってこういうものを上げるというだけの企画であって、その結果を部署に渡して、あとはそれを使うかどうかというのはその部署が考えるという使い方になるのでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長

今回の意見を受けて、いかに活かしていくかというところなのですが、まず、実際に施策に反映していく部分については当然、原課になる部署のところで検討、ご判断いただくところにはなるのですが、我々のところも、ただ渡しておしまいというわけではなくて、今回で様々な意見が出たところに、少し分析レポートのところでも例示をさせていただいているのですが、例えば、意見のところをカテゴリーに分けて、どういった意見が主に出てきたか、今回、例でいくと、いわゆる楽しさをしっかりと、エンターテインメント性がある訓練を企画してほしいであるとか、あとは実践的な防災スキルの体験とか、景品・報酬の活用とか、そういった、カテゴリー分けして複数出た意見などについては、こちらのほうでもこういった意見が主に出ていますので、このような観点から検討できるものがないですか、であるとか、ただ多数意見だからそれが正解かというところでもないかとは思いますが、その中で、例えば、少数意見、1つしかないかもしれないけれど、その意見に対して、例えばいいねとか、そういうインプレッションもたくさんついているであるとか、そういった反応があったような投稿、そういったところについては我々のほうで確認をいたしまして、それを伝えて、あとは実際採用できるかどうかというのは当然、現場判断もございますので、その中で確認をしていくというような考え方でございます。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

○須貝委員

このように、デジタルプラットフォームということで区民意見募集というのは、取組としてはいいのかなと私は思います。こうやって区民の声を聞けるということではよかったのかなと。ただ、毎回毎回、今回117件の投稿がありました、実際もっと増えればいいのかなと私は思うのです。それで、こういうふうに投稿されて、その結果、防災訓練の参加者が増えれば、それは願ったりかなったりなのですが、なかなか現状として、我々、地域総合防災訓練などを見ている、やはり区民の参加される方が少なくなっているというのは非常に残念な気がいたします。区で、所管が違うのですけれども、防災課で様々な防災訓練、災害に備えていろいろ準備をして、普及啓発活動をしているのですが、なかなかそろわない、区民が集まってこないというのは非常に残念に思います。

意見募集に対してこれだけ、幾つをもっと出したほうがいいのか、いやそうではなくて、あくまで今回は防災訓練に対してということを出すのか、幾つかもうテーマを出して皆さんの意見を聞くのか、い

ろいろな方法があると思うのですが、結果として、来られる方をどうやって増やしたらいいのかなというのは、やはり防災課としても頭を痛めているところで、そちらにつながったらいかなと思うのです。各地域、町会においても、参加してくださった方には昼食を出したり、金券を出したり、やはり様々な支援策、参加者に対して慰労を兼ねてそういう景品を出したりして努力をしているのですが、どうも、地域総合防災訓練があるということがやはり、その地域の人に伝わっていないというか、だから、この結果でさらに防災訓練参加者が増えるような対策ができればいいなと思います。

確かに意見がこれだけ出ていて、こういう企画をすればいいのではないのですかという話なのですが、新たな防災イベントの実施とか、マンションを対象とした訓練の検討とか、町会・商店街の防災イベントの検討とか様々な、恐らく地域によっては、やっていると思うのですが、今回は、これからどうするというより、取りあえずこういう募集ということを区民にお願いをしたと、意見を募集したということに対しては、私は評価できるのではないかと思います。終わります。

○こしば委員長

ほかに質疑はございませんか。

○新妻副委員長

今回、デジタルプラットフォームを活用した区民の意見募集ということで、117件と多くの意見が集まったということでした。このアンケートの内容についての分析があるのですが、要はこの117件、そして、他自治体と比べても件数が多いという、この評価に当たっての分析というのはどういうふうにされているのか。防災訓練だから応募が多かったということなのか、デジタルプラットフォームであったから意見があったのかという、そこら辺の分析をどうされているのかというところをお聞きしたいのが1点。

あと、60代以上の投稿者が20%を占めているということで、いわゆる高齢者のデジタルデバイドの対策というところが課題になるわけなのですが、そこら辺が払拭されたのかどうかというところ。60代以上の方が20%がいたというところでは、今後の高齢者向けの、このようなデジタルに関する部分が何か、また検討されていくところがあるのかというところをお聞きしたいと思います。

○與那嶺戦略広報課長

2点ご質問いただきました。

まず、この117件の意見が集められて、他自治体に比べて多いと評価しているという件なのですが、こちら、今回実施に当たった事業者と、この取組についてのレビューをしていくという中で、大体こういった意見募集を行うときに、ここにもあるとおり50件程度が集まれば十分かなというようなことが実際として多いというのがこれまでの実績であったというところで、それが今回、品川区の取組においては、約33日間の期間で117件というところは、これまでと比べても多いですねというような印象があったというところが一つ、多かったというように評価したところでございます。

実際、ではどういった形が増えるのかというところは、ここは事業者ともいろいろディスカッションを重ねているのですが、例えば、当事者意識が高いようなテーマ設定をすれば、より意見が集まるだろうなどといったところはあろうかと思います。実際今回、防災訓練という、かなり当事者意識が高まるようなテーマ設定でもあったので、そこも一つの要素かなと思っております。今年度実際に実際行うものについては、どのテーマかというのは決まっていはいないのですが、やはりしっかり参加してもらえるところも意識をしながら、とはいってもそれだけを追っても多分、必要なものにつながるには限らないので、そこは少しバランスを見ながら検討していかなければならないのかなとは思って

おります。

もう一点、今回、60代以上の方が20%を占めたというところ、これは少し固定観念的な意識かもしれないのですが、やはり高齢世代の方については、こういったツールを使っただけのアンケートや調査というところの投稿は少ないのではないかとこのところがあったのですが、いわゆる現役世代の方の投稿が大半を占めたところではございますけれども、その中で一定層の割合が出てきたというところは、しっかりと今、こういったツールを活用して活躍されている方もたくさんいらっしゃるのだということがまず分かったというところではございます。これを含めて高齢者のデジタル活用というところ、少しテーマが広がってしまうので、この場で何か、こういうふうにしていくというところまでは、申し上げるところはないのですが、こういった結果を活用しながら、様々な施策に活かしていくことが必要かなと考えております。

○新妻副委員長

やはり若い方でも、共働きで働いていらっしゃる方は、通勤の時間に、要はスマホで対応できる内容というのが結構助かるのだというふうに言っていました。なので、アンケートを答えるにしても、パソコンから開いてということではなくて、スマホで通勤時間の途中に、電車の中で答えている人が結構いるというような話を聞いたのですが、そういう作り方とか、あとはまた、そもそもデジタルプラットフォームを活用した区民意見の募集というのが、今回117件集まりましたが、まだ知られていない。こういうことを品川区がやっているということを知っていない方もまだまだいらっしゃると思うので、今年度も行われるに当たっては、こういう意見の募集をやっているのだということをより多くの人に知っていただけることも大事だと思いますので、そこら辺もまた取組をお願いしたいと思います。

○大倉委員

分かるのかどうか分からないのですが、教えてもらえたらと思ったのですが。今のお話でも、割と高い年代の方からの回答が多かったということで、これ、逆に言うと若い世代の方、基本デジタルが得意というかネイティブな方たちのところでは、そこまで多くないということも見受けられるのではないかなというところと、そこで、回答数が少なかったけれどアクセスは多かったのかなどという分析は、できているのかというのが、例えば、アクセスしたけどアンケートに答えていないとか、少し面倒くさいな、などというところがあったりするのかなというところも、今もお話で、通勤の時間にやるのが、スマホでできるのが便利というところというところ、何かの移動時間など、ちょっとした隙間時間に答えているということもあるのかなと。

そう考えると、なかなか中学生1人、大学生2人というところではアクセスしたけれど、少し面倒くさいから答えないというようなことがあることもあってはないかなと思ったのですが、何かその辺の分析などはあるのですか。そういうものがもしあるのだとすれば、何かそこへのアクションを考えなければいけないかなと思ったのですが、教えていただければと思います。

○與那嶺戦略広報課長

ご質問いただいた、いわゆる投稿に当たってアクセスがどのくらいあったかというところ、実はアクセス数などといったところの属性分析までは申し訳ありませんけれどもできていない、そういった数字を持っていないというところはございます。一方、実際にコメントの増え方であるなど、そういったところの推移は、数値として持っていて、やはり公開したタイミングで一番、コメントなどといったところは出てくるのです。それで、その後、区のほうでも、後からではないのですが、最初にXなどで周知をしました。それで、10日ぐらいたってからまたXで周知をしたりとか、そういった形で何度かに分

けて追加の周知などを行ってきて、その投稿が行われるごとに、徐々にコメント数が伸びてきたというところは実績としてはあるのです。

なので、まずこれを知ってもらう取組、それは、ほかの委員の方からもあったとおり、非常に大事な仕組みかなと思っていますし、実際、今回、60代以上の方からも投稿いただいて、そこは多分この取組があるということを知っていただけたということだとは思いますが、まず、区としてこういった取組をやっていますよということを全世代の方に知ってもらえるというPR、そちらのほうに力を入れていきたいと考えております。

○大倉委員

今、こういった周知も含めて進めていくというところで、それはそれで、ぜひいろいろな、何回も投稿していただいたりとか、いろいろなところで周知していただいて広まって、これだけ回答があったということでは非常に素晴らしいなと思っているところです。

あと一点、アクセス数などが分かればさらに分析できるのではないかなというところでいうと、今取っていないということは、取れるけれど取っていないのかというところの確認だけさせていただければ。

○與那嶺戦略広報課長

アクセス数のところについては、今回の実施に当たっての事業者との話の中でも、アクセス数の分析までのところを業務の範囲としていなかったの、取れるか取れないかということから我々のほうで認識をしていないという形になります。ここは新たな業務実施に当たってまた、契約などを行ってまいりますので、その部分で、これが可能かどうかということも含めて確認を取ってまいりたいと思います。

○大倉委員

確認していただいて、アクセス数が、先ほど考えられ得る懸念としてお伝えしたと思うのですが、アクセスするけれどアンケートまで行かないとか、そういうところがあったら何か課題としてさらに考えられるかなと思ったので、確認して、ぜひそういうことも分析に入れていただければいいかなと思いますのでお願いします。

○こしば委員長

ほか質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了します。

(7) 都市ブランドデザインについて

○こしば委員長

次に、(7) 都市ブランドデザインについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○與那嶺戦略広報課長

引き続きまして、都市ブランドデザインについてご説明をいたします。サイドブックの資料につきましては、恐れ入りますが2-7をご覧ください。

まず、項番1、都市ブランドデザインに込めた思いでございます。これまでもご説明をさせていただ

きましたとおり、都市ブランディングを進めていく中で導き出された区民が描く未来の品川の姿、こちらについては「あらゆる人が自分らしく生きがいを感じ、それぞれの個性が尊重される寛容で多様な街」でありました。これを浸透させていくために、分かりやすく表現する「ロゴ」「アート」「メッセージ」を作成したものでございます。

次に、項番2、都市ブランドデザインです。今回の都市ブランドデザインの制作パートナーとしては、この品川区が実現したい未来を共有するパートナーとして、障害のあるアーティストの作品を活かし、様々なチャレンジを続けている、株式会社ヘラルボニーに参画をいただいたところでございます。このデザインロゴは、まず、一目で品川区の価値を伝える分かりやすさと、様々なボーダーを超えるアートをベースに制作をしたものでございます。そして、オリジナルアートは、岡部志士さんに手がけていただきまして、個性が粒立ち、地域ごとに違った顔を持つ品川区らしさを多彩な色で表現をしていただいています。そして、ブランドメッセージは、未来の品川に目指す想いを「しあわせ多彩区」と表現をいたしました。

次に項番3、都市ブランドデザインの記者発表会についてです。4月3日にエコルとごしで記者発表会を開催いたしました。当日は7社のメディアに会場いただきまして、その後、新聞等で取り上げていただいたところでございます。当日はヘラルボニーの松田代表であるとか、アーティストの岡部さんにも会場いただきまして、ブランドデザインの思いを語っていただいたところでございます。

最後に、項番4の今後の予定でございます。この「しあわせ多彩区」、こちらをメッセージとして、都市ブランディングを推進していく、そのために、まずはノベルティグッズの制作であるとか、広報紙、SNSといった、我々のオウンドメディアでのPRに取り組んでまいります。そして、庁内の各事業でもこのデザインを活用していくとともに、区民の方や地域、そして団体の皆様にも活用いただきまして、オール品川でこういった機運を醸成していきたいと考えております。

○こしば委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○西本委員

さきにいろいろご説明いただいた経緯があるのですが、改めて質問を幾つかしたいのですが、なぜゆえに、株式会社ヘラルボニーなのでしょうか、ということと、周知の方法を、区民の方への周知はどうされるのかを教えてください。

○與那嶺戦略広報課長

まず、ヘラルボニーが制作パートナーとなった理由でございますが、今回、都市ブランディングの事業全般といいますか、こういった制作に当たっては、先般報告したとおり、事業者に協力いただきながらこういった制作を続けてきたということで、その中で、どこに一体このデザインをつくってもらおうとか、アーティストの、デザイナーとか、コピーライターとか、そういった方を様々な観点から検討してきた経緯がございます。

まず、一番大事なところは、品川区がこの都市ブランドデザインに込める思い、これを実現できることというところが非常に重要だと。それで、先ほど申し上げた、いわゆる「あらゆる人が自分らしく生きがいを感じ、それぞれの個性が尊重される寛容で多様な街」、そういったまちの姿をデザインの中で表すことができる場所という中で、ヘラルボニーというところが挙がってきまして、そこに今回参加をしていただいたという形でございます。

もう一点、区民の方への周知の仕方でございますが、先ほどと重複してしまうところがありますけれ

ど、まず我々のほうで広報媒体を幾つか持っていますので、そちらでPRをしていくというところは当然ございます。そのほかに、我々のほうでも地域を回らせていただいたりであるとか、そういった動きを取らせていただいて、多くの方に知っていただけるような取組を行っていきたいと考えております。

○西本委員

これ、いろいろなところに公募みたいにしたのですか。この株式会社ヘラルボニーで採用したというのは、ここに決めた経緯ですね。幾つか候補は挙がっていて、その中の一つなのか、誰かの紹介なのか。品川区と何かしら関係があったからとか、という、その辺はどうでしょうかということと、これ、使い方はいろいろ出てくると思うのです。色を変えてはいけないとか、スペースの問題とか、どの辺にこのロゴを使えるのかなどという細かい規則が出てくると思うのですけれど、それについてはどう告知されるのかということです。

それと、何人かからご意見があったと思うのですけれど、品川の左側、亡という、それは改善されたのですよね。品川区がなくなるという、そういうふうを受け取られてしまうので、それは変えてもらったと思うのですが、それはもう、このロゴはフィックスという形で、例えば品川のこの下側の線を変えたりということはしてはいけないなどという、そういう細かい話もあるのかなと思うのですけれど、それはどのように説明していくのでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長

まず、ヘラルボニー、もともと品川区と何か業務上関係があって紹介されたりとか、そういう部分なのではあるけれども、いわゆる業務として、実際品川区との付き合いがあったとか、そういった形ではないところは、いわゆる、先日の記者発表会の中で、代表の方が品川区に住んでいますとか、そういったことはお話しされてはいたけれども、そういった縁などは、いろいろな形でいろいろな方が持っているのだろうなというところです。

今回のヘラルボニーが制作パートナーとして参画した経緯としては、先ほど申し上げた、ブランディングの推進を全体的に統括した株式会社ニューピースという事業者があります。そちらについてはプロポーザルで選定し契約を行いました。そこと品川区のブランドデザインを一緒につくっていくというところのプロセスの中で、まず初めにやったことは、以前ご報告申し上げた区民調査で、どういった品川区の未来の姿があるかということを確認して、導き出されたこの姿を体現してくれる制作者の方を探しましょうというところで、そこの中で、ニューピース側から提案のあった方という形で、我々のほうで了承したというような形でございます。

もう一つ、使い方の制約は当然出てきます。その部分につきましてはブランドデザインのガイドラインというものを定めておりますので、基本的にはそれに則した形で利用していただく。利用に当たっては、多くの方に簡単に使っていただく、これが大前提ではあるのですけれども、その部分でこちらへの申請は必要になりますので、その中で我々もチェックをしていくというところでございます。

最後の、ロゴの部分なのではあるけれども、今ご覧いただいているとおり、ご懸念のような文字は見えないような形でございます。作成の中で確かに様々なところはございましたが、いざこういった形で決めてしっかりと表に出したというところについては、しっかりと自信を持ってお示しできるデザインになったと考えてございます。

○西本委員

分かりました。多分これ、周知するのは結構大変だと思います。どういう観点でこれがつくり上げられたのか、特に、このロゴの由来は、というようなところはやはり、シティプロモーションの「わ！し

ながわ」は分かりやすかったのです。あれも知ってもらうために結構時間がかかったのです。何、その「わ!しながわ」って、という。でも今、大分長くやったので定着してきたのですけれど、さらに変わるといふ形になると思うのですが、なかなか周知するには難しいところだと思っています。なので、品川区、多彩区というふうなところになると思うのですよね。その多彩区というのが、なぜ多彩なのというところ、その説明を先にしたほうが分かりやすいのかなと。

例えば、「自分らしく生きがいを感じ」などというよりも、今の品川区ってこういう品川区だよねというふうなほうが、私は分かりやすいかなという。前に説明書をいただいたときに、いろいろ理由が書いてあったのですが、その中で、品川区ってこんな街だよねというところのフレーズがあったと思うのですが、それをやはり全面的に出したほうがいいのかと私は思っております。

それと、意見でもあるのですが、周知するためのイベントなどで税金はあまり使ってほしくないなと思います。周知をするためにはそれなりのプロモーションをしなければいけないのは分かるのですが、でもやはり、なるべく税金を使わないような方法を考えていただきたいなと思いますが、その辺はどのような工夫をされますでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長

委員おっしゃるとおり、ブランドデザインだとかこのメッセージがどういった意味があつてつくつていったかであるとか、そこの部分を周知していくのは非常に大事なことだと、我々も考えてございます。やはりこの部分で一定、しっかり説明をしなければならぬとか、そういったところも出てくるかと思っております。当然、見た目の分かりやすさというところは、今回のブランドロゴの作成などにおいても、しっかり考えて、まず見て、品川区と分かるものだよというところをつくらうというふうにはやったのですが、では、このメッセージに込めた思いであるとか、そういったところはしっかりPRする必要はあるかなと思っています。

最初のステップとしては、5月1日号の広報紙に、ブランディングについて3面ぶち抜きのような形で特集記事を予定しております、そこのところで、まさにこの「アート」「ロゴ」「メッセージ」というところを、どういった観点で思いを持ってつけているか、いわゆる品川区らしさであるとか、多様な個性があふれる街であるとか、そういったところを説明できるような形でまず出していきます。その上で、広報紙、区民の全員が読むものではないので、そこについては、それをきっかけに、先ほども少し触れましたけれども、地域に説明して回るであるとか、ホームページに特集をつくるであるとか、そういったところは我々もできることをしっかりやっていきたいなと思っております。

もう一点、イベントなどでの費用というところなのですが、今回の都市ブランディングの予算の中で、何かイベントを行うであるとか、そういった経費というところは計上してなくて、どちらかというところその部分は、本当に我々職員が汗をかいてしっかりと入れていくような、そういった地道な取組から入っていこうかなと考えてございます。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

○新妻副委員長

記者発表のときにも総務委員にご案内をいただきましたので、参加をさせていただいて、この作品を見させていただきました。今、このようにご紹介をいただいておりますが、やはり本物を見ると、ここに紹介をされている紙になると少しニュアンスが違うなというのがあるのですが、この作品自体は、区にあるということでもよかったですでしょうか。それが今後、ご本人の作品をどこかに掲示してい

くとか、お披露目をする、区民が見られるような、そういう場があるのかということと、1点確認と、ノベルティグッズの製作というものがありますけれども、これは、このヘラルボニーがやっていくということでしょうか。また、区として何か別なグッズを作っていくのかということも、すばらしいデザインなので、区長が当日されていたスカーフは、そのヘラルボニーの品川のこのアートがモチーフになっていたと伺っていますけれども、グッズについてもお聞きしたいと思います。

○與那嶺戦略広報課長

まず、今回のアートなのですけれども、現物は今、品川区で持っております。今、暫定的なのですが、区長の応接室に置いておまして、Instagramなどで拝見いただいた方もいるかもしれないですけれども、来客があった際に使う場所にあります。それで、もちろんこれ、区民の皆さんにしっかり見ていただくことが非常に大事なと思っております。今、我々のほうでも内部的に、そういう展示ができる機会であるとか場所というところを、個別に調整しながら始めているところでございます。そこは、調整が終わり次第、しっかりお知らせをしていこうとは思っているのですけれども、まずしっかり、今回つくったアートを区民の皆さんに見ていただいて、親しんでいただく、これが非常に大事なことかなと考えてございます。

もう一点、グッズについてなのですけれども、ヘラルボニーとは引き続き協力関係を取っていきますので、ヘラルボニー側にグッズ作成を依頼することもありますし、区のほうで作るケースもある。あと、これは今後の目指すところではあるのですけれども、例えば地域の方であるとか企業の方と連携をしていく中で、このブランドアートやブランドデザインを使ったグッズを作成するであるとか、そういったこともできたらいいなと、そのように考えてございます。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 債権の放棄について

○こしば委員長

次に、(8)債権の放棄についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○品川会計管理者

それでは、私から、債権の放棄についてご説明をさせていただきます。資料2-8をご覧ください。

債権等の放棄につきましては、品川区私債権等の管理に関する条例により、品川区債権管理審議会の意見を聞きまして、放棄したときには議会に報告をするということになっております。

それでは、資料の次ページをご覧くださいませでしょうか。債権は2件とも奨学金貸付金返還金になります。今回、放棄した債権の総額ですけれども、100万9,000円でございます。令和7年2月19日に、品川区債権管理審議会において審議をいただいたものでございます。

それでは個別に、番号1のほうですが、主債務者および連帯保証人全員が生活保護を受給するというような状態になりまして、条例の第17条第1項第4号、債権者が著しい生活困難状態にあり、かつ、資力の回復が困難であると認められること、これに該当。それから2番につきましては、様々な債権回収手段を講じてきましたが、こちらも条例第17条第1項第5号、私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあると認められること、これに該当することを根拠としまして、債権を放棄したものでございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○西本委員

これ、発生日というのと、何年間返済がなかったら、それを債権放棄というふうに、これは年数で決められるのですか。その仕組みをもう少し教えてほしいのですけれど。

○品川会計管理者

2番のケースに関しましては、返済開始から10年間を基準として、時効ということを判断しております。

○西本委員

そうすると、2番のケースのようなものは、10年間たてば返さなくていいという仕組みになっているのですか。1番目のほうは、生活困窮という状態で返済できるという状況ではないということなのですが、この判断の期限というか、このぐらい待たけれど無理ですというのは、何年ぐらいで判断することになるのでしょうか。

○品川会計管理者

基本、このケースについては10年というところなのですが、様々な債権の種類によって時効というのも違いますし、それから時効を援用する、しないとか、そういったもろもろのケースがあります。こういった個別の判断のところを、品川区の債権管理審議会において審議をした結果として、債権を放棄するという判断をしたという結果でございます。

○西本委員

いろいろな理由があって難しいというのがあるので、こういう措置があるということは理解はできるのですが、令和7年度では給付型の償還金など、品川区はやっていくではないですか。時期は少しずれているかもしれないけれども、それを考えたときに、これはいいのです、もちろん支払わなくていいという形になっているので。だけれど、こういう方は結構今、いるのではないかと思うのです。どのぐらいの方々が返済という形になっているのか。だったら、その人たちを救うという意味であるならば、給付型の奨学金をやり始めているわけだから、全部が全部対象には難しいかもしれないですけど、入れるということは可能なのではないかなと思うのですが、その辺いかがですか。

○品川会計管理者

それぞれの所管のケースのところではいろいろあるということで、件数については、現在私のほうで把握はできていないのですが、奨学金については平成30年の制度改正によって、返還免除の制度も導入したということで、これより先についてはあまりこういうケースが出てこないのですが、それより前の制度というような形で今回のケースが出てきているということでございます。

○西本委員

いろいろなケースがあるのだろうと思うのですが、ただ、品川区、今の制度からいうと免除という措置も取れている部分があるので、ですからやはり平成30年の前の人たちに対して、とても大変だというのであれば、そこもカバーするということがあってもいいのかなと思います。なぜなら、もう今は給付型の奨学金をやると品川区が言っているわけだから。だったら困っている、現に今、返済をしている中で大変だという人が仮にいれば、もうそこも含めて保障してあげるといふ方向のほうがいいのではないかと思うのです。時期が違うから、以前に借りた人は返してねと言われればそれまでなのですが、今、品川区でそういうものを保障するというような動きになってきていることを考えると、

やはりそちらのほうも何か救済措置があってもいいのかなと思うのですが、いかがですか。検討していただく可能性はありますでしょうか。

○品川会計管理者

個別のケースによっていろいろあると思いますので、まずはこういう制度にのっとった形で、そういう状況もいろいろ勘案して判断するところが、審議会という場所がありますので、こういったところで時効の判断、放棄の判断などといったものをしていくという考えでございます。

○西本委員

意見として。審議会の中で判断するということなのだけれども、品川区の制度が変わってきているわけです。だったらそれを含めて、ではどうするのというふうに見直すことはできないことではないと思うのです。なぜなら、品川区でも、給付型の奨学金をやると言っているのだから、だったら、ここだって、仮に条件が合う人がいるかもしれないし、救済という意味でいったら助けてあげる必要があるのかなというところがあるので、そこは制度がそのときの制度でしょうというのではなくて、今は品川区がこういう制度になってきているということを考えれば、やはり救済措置というのはある程度考えられないことではないのかなと思いますので、そこは検討材料の中に入れてほしいなと思います。なぜなら、こっちばかり優遇して、こっちで滞納しているというのも何だかそれはおかしいですね。品川区民の中で。なので、制度が変わってきているのだったらそういう対応をするということも、ある方向では必要なのかなと思いますので、ぜひ検討の俎上に上げていただきたいと、お願いしたいと思います。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(9) 公職選挙法の一部を改正する法律について

○こしば委員長

次に、(9) 公職選挙法の一部を改正する法律についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○今井選挙管理委員会事務局長

それでは、資料の2-9に基づきまして、公職選挙法の一部を改正する法律についてご報告いたします。

初めに、今回の法律改正については、第217回国会において議員立法により成立した、令和7年法律第19号および第20号の2本の改正法が、いずれも4月2日に公布されたことから報告させていただくものです。

まず1つ目の第19号改正法、ポスターの品位保持に係る改正についてですが、こちらの改正の目的は、最近における選挙運動用ポスターをめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するための措置を講ずることを目的としているということでございます。

初めに、1、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設でございます。こちらは、(1)ポスターの掲示場に掲示するポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。および(2)の、公職の候補者は、その

責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示するポスターには、他人もしくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、もしくは善良な風俗を害し、または特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないことと規定されております。

次に、2、ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設でございますが、ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画におきまして、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処することとされたものでございます。なお、こちらの2にありますとおり、罰則が設けられましたのは営業宣伝についてのみで、そのほかには罰則はございません。そのため、罰則が設けられた以外の内容につきましては、国会答弁において、選挙管理委員会、警察、警察庁などの行政庁に対して、違反かどうかの判断や撤去命令の処分を行うなど、新たな法的権限が付与されたものではないとされております。

最後に、3の施行期日等、いわゆる附則関係となります。（1）この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行することとされておりますので、5月2日から施行されることとなります。（2）そのため、改正後のこの公職選挙法の規定については、東京都議会議員選挙から適用されます。（3）選挙に関するインターネット等の利用状況、公職の候補者間の公平の確保の状況、その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする事と記載されております。本件につきましては、既に与野党により選挙運動に関する協議会が国会内で開催され、検討が進められておりますが、特にSNS利用の在り方や、いわゆる2馬力行為の規制について優先的に協議を進める方針で一致したとの報道があったところです。

次のページにお進みください。

次に、2つ目の第20号改正法については、選挙運動に関する規格の簡素化に係る改正についてとなります。

まず、1の公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化についてですが、いわゆる選挙カーの大きさについて、これまで公選法施行令で使用できる自動車について種々定めがございましたが、今回の改正で、全ての選挙について、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満に統一されます。

次に、2の公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一については、公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター、いわゆる5号ポスターの規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ42cm、幅40cm以内とすること。これに伴い、個人演説会告知用ポスターを廃止することとされたものです。これまで、例えば区長・区議選におきましては、選挙運動用のいわゆる5号ポスターの大きさが、長さ42cm、幅30cm以内である一方、衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙および都道府県知事選挙におきましては、さらに幅10cm以内の個人演説会告知用ポスターを選挙運動用と並べて併せて掲示することができました。今回の改正で、全ての選挙で、5号ポスターの大きさが、長さ42cm、幅40cm以内に統一されたこととなります。

最後に3の施行期日等についてですが、（1）の施行期日および（2）の適用区分にありますとおり、この簡素化の改正は令和8年1月1日から施行となりますので、今年の都議選および参議院選には適用されません。品川区では令和8年に予定されております区長選挙から適用になる見込みです。これらの改正についての今後の周知でございますが、区ホームページとともに品川区明るい選挙推進協議会の皆様、さらには、既に広報等で周知しておりますが、5月8日開催の東京都議会議員選挙に伴う立候補予

定者説明会において周知徹底させていただき予定です。

○こしば委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○西本委員

何かよく分からないのですけれど、まず、Iのほうなのですが、これ、具体的にどんなものがよくてどんなものは駄目ということなのか、例があったら言ってほしいなと思うのです。それと、その判断というのは、誰が判断するのだろうか。私たちの区議選だと、地方選もそうです、選挙用ポスターは事前調査していないですよ。だから、結局、貼って、違ふよと言われて剥がしたりなどはあったと思うのですけれど、でも、事前にチェックはしていなかったと思うのです。それがあつたということなのか。なので、一つは、どんなものが駄目で、それを確認するのは、事前の提出、もちろんいろいろあると思うのですが、そこで確認するのでしょうか。まず、そこを教えてください。

○今井選挙管理委員会事務局長

初めに、こちらのほう、議員立法でございまして、まだ国会の答弁の質疑のやり取りしかございません。それで今、私どもこの法律で、国会答弁から確認させていただきますと、基本的にはまず、選挙用ポスターというのは事前審査がございませんので、こちらはあくまでも、候補者の自覚を、そちらの(2)にありますとおり、候補者自らの責任を自覚して、今回のようなポスターの内容にならないようにと行うのは候補者の責任でございます。

また、こちらについて今、判断ということでございますが、ではこのポスターが違反された場合、これを掲示することはどのような意味を持つのかということですが、これまでポスターについてはこのような内容の規定がございませんでしたので、ポスターを掲示する、つまり、もしこれが違反だということになった場合のように感じられた場合には、有権者の投票の判断材料になり、候補者が落選したり、供託金の没収などにつながるなど、選挙の過程を通じて是正、淘汰が図られていくというのが、この議案の提出者の答弁でございます。

ですので、判断につきましては先ほど申し上げましたとおり、ガイドラインの作成などのやり取りもございましたが、それにつきましては、ガイドラインについては特につくる予定というのは、国会の答弁ではございませんでした。ですので、あくまでもこの判断というのは、この規定に基づいて有権者が判断されることで、例えば1番の、その表面に、候補者の名前が選挙人に見やすいように記載しなければならないことにつきましても、社会通念上一般的な視認方法で見れば、候補者氏名を視認できるような記載ということになっておりまして、特にポイントなど文字の大きさの指定などは一切ございません。ですので、ポスターについては事前審査がございませんので、あとは候補者の自覚、そして有権者の判断に委ねられるものでございます。

○西本委員

非常に分かりにくいですね。ガイドラインなどがあれば判断がつくのですけれど、それもないとなると、なかなかこれ今後、選挙の中では混乱してしまうのかなという感じがしております。ガイドラインができたらずひ教えていただきたいなと思います。できるかどうか分かりませんが、あつたらいいなと思います。

それと、インターネットなのです。これ、すみません、インターネットの規制というものをもう一度確認をさせてください。どういうものが規制の対象になろうとしているのか。業者を使つてのインターネット上の宣伝は駄目だという話、選挙違反というのは分かっているのです。でも、そのほかに規制と

というのは何か、今の時点であるのかどうかというのを教えてほしいと思います。

それから、大きなⅡの2、これも意味がよく分からないのですが、長さ42cm、幅40cm以内というのは、これは令和8年度からになります、区議選もこの大きさになるという理解でよろしいでしょうか。

○今井選挙管理委員会事務局長

2つの質問でございます。

まず、インターネットの利用でございますが、これは約10年前にSNSの利用が解禁されたわけですが、今お話しのとおり、有料広告につきましては違反で、既に都内でも摘発といいますか、事件があったところでございます。SNSの今の利用の在り方について議論になっているのは、SNS上での誤った情報や偽情報が選挙結果に大きな影響を与えているのではないかというふうな、これまでの何回かあった選挙の中で議論されているところでございまして、特に今までのSNSの利用の在り方、規制について、どこをどう強めるというのは今、議論はございません。どちらかという、プラットフォーム事業者、情報流通プラットフォーム対処法のほうで、なるべく速やかに削除を求める規定が今回、審議されておりますので、そのような形で、今検討されているという認識がございます。こちらはまだ、SNSの利用については審議中ということでございます。

それから2番目ですけれども、2ページ目のいわゆる選挙運動用ポスターの規格の統一でございますが、この規定のとおり、全ての選挙において、長さ42cmから幅40cm以内という形になりますので、先ほど申しましたように、区長選など区議選を含む全ての選挙において、この大きさの範囲内となるものでございます。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

○こしば委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後4時08分閉会